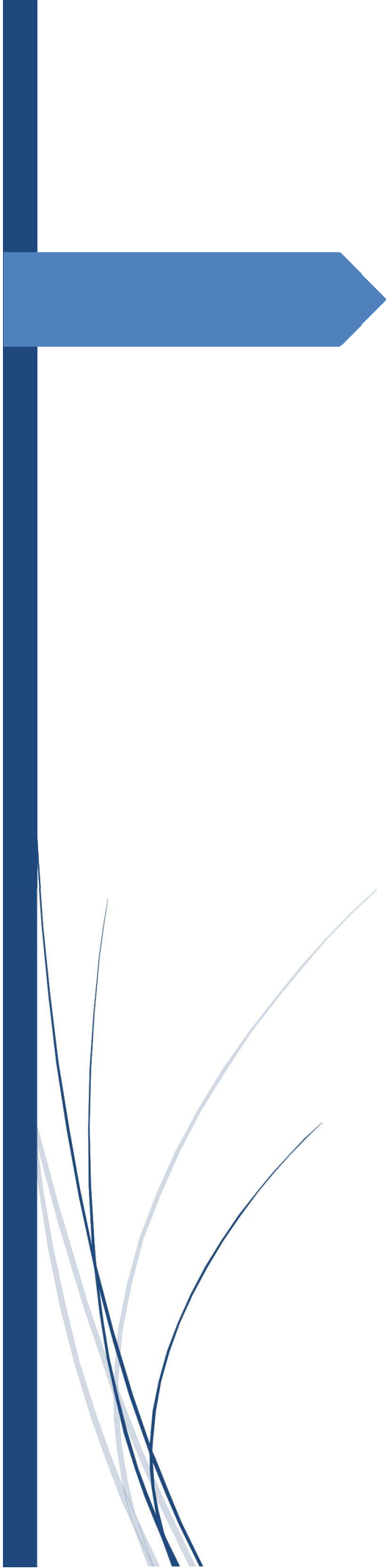




第Ⅱ編. 手続編

神奈川県県土整備局

目次

1 手続きの概要	3
1.1 審査体制等及び申請等窓口	3
1.2 手続の流れ	5
1.3 手続の一覧	10
2 許可申請等の手続	12
2.1 事前相談について	12
2.1.1 事前相談に必要な書類	12
2.1.2 関係法令の手続きについて	13
2.2 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等	14
2.2.1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の添付書類	14
2.2.2 許可申請の取り下げ	26
2.2.3 許可または不許可の通知	26
2.2.4 標準処理期間	26
2.2.5 許可等申請手数料	27
2.3 許可基準等	30
2.3.1 住民への周知	30
2.3.2 宅地造成等に関する工事の技術的基準	35
2.3.3 資力・信用	36
2.3.4 工事施行者の能力	39
2.3.5 土地所有者等の同意	41
2.3.6 設計者の資格	42
2.4 許可の条件	45
3 工事施行に係る手続	47
3.1 工事施工にあたっての留意事項	47
3.2 工事の着手	48
3.2.1 工事現場における標識の提示	48
3.2.2 着手届の提出	49
3.3 工事中の報告・検査	50
3.3.1 中間検査	50
3.3.2 定期報告	53
3.3.3 実施状況報告	56
3.4 工事の変更等	61
3.4.1 変更の許可	62
3.4.2 軽微な変更の届出	62
3.5 工事完了の検査（宅地造成・特定盛土等）	63
3.5.1 完了検査の申請	63
3.5.2 検査済証の交付	64
3.6 工事完了の確認（土石の堆積に関する工事）	64
3.6.1 土石の除却の確認申請	64
3.6.2 確認済証の交付	64
3.7 工事の廃止	65
4 その他の手続	66
4.1 規制区域指定の際の工事の届出	66
4.2 擁壁等を除却する工事の届出	69
4.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	70
4.4 適合証明	71

1 手続きの概要

1.1 審査体制等及び申請等窓口

(1) 審査体制等

【盛土規制法の審査体制等】

工事区域 の所在地	許可等				申請等の市町村経由 (申請書類等の受理)		
	盛土規制法	開発許可による みなし許可の 中間検査・定期報 告等	都市計画法 開発許可 (みなし許可)	旧宅地造成等規制 法に基づく手続き	盛土規制法 (みなし許 可の中間検 査・定期報 告等を含 む)	都市計画 法開発許 可(みな し許可)	旧宅地造成 等規制法に 基づく手続 き
平塚市	砂防課駐在	砂防課駐在	平塚市	—	—	—	—
小田原市	砂防課駐在	小田原市	小田原市	小田原市	—	—	—
茅ヶ崎市	砂防課駐在	砂防課駐在	茅ヶ崎市	—	●	—	—
厚木市	砂防課駐在	砂防課駐在	厚木市	—	—	—	—
大和市	砂防課駐在	砂防課駐在	大和市	—	—	—	—
鎌倉市	鎌倉市 (一時堆積を除く)	鎌倉市	鎌倉市	鎌倉市	—	—	—
	砂防課駐在 (一時堆積)	—	—	—	—	—	—
藤沢市	砂防課駐在	藤沢市	藤沢市	藤沢市	—	—	—
秦野市	砂防課駐在	砂防課駐在	秦野市	—	—	—	—
逗子市	砂防課駐在	横須賀土木事務所 まちづくり ・建築指導課	横須賀土木事務所 まちづくり ・建築指導課	横須賀土木事務所 まちづくり ・建築指導課	●	●	●
三浦市	砂防課駐在			—	●	●	—
葉山町	砂防課駐在			横須賀土木事務所 まちづくり ・建築指導課	●	●	●
伊勢原市	砂防課駐在	平塚土木事務所 まちづくり推進課	平塚土木事務所 まちづくり推進課	—	—	●	—
寒川町	砂防課駐在			—	—	●	—
大磯町	砂防課駐在			—	●	●	—
二宮町	砂防課駐在			—	●	●	—
愛川町	砂防課駐在	厚木土木事務所 まちづくり ・建築指導課	厚木土木事務所 まちづくり ・建築指導課	—	—	●	—
清川村	砂防課駐在			—	—	●	—
海老名市	砂防課駐在	厚木土木事務所 東部センター まちづくり ・建築指導課	厚木土木事務所 東部センター まちづくり ・建築指導課	—	—	●	—
座間市	砂防課駐在			—	●	●	—
綾瀬市	砂防課駐在			—	—	●	—
南足柄市	砂防課駐在	県西土木事務所 まちづくり ・建築指導課	県西土木事務所 まちづくり ・建築指導課	—	●	●	—
中井町	砂防課駐在			—	●	●	—
大井町	砂防課駐在			—	●	●	—
松田町	砂防課駐在			—	●	●	—
山北町	砂防課駐在			—	●	●	—
開成町	砂防課駐在			—	●	●	—
箱根町	砂防課駐在			—	●	●	—
真鶴町	砂防課駐在			—	●	●	—
湯河原町	砂防課駐在			県西土木事務所 まちづくり ・建築指導課	●	●	●

※「砂防課駐在」：神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防課 厚木南駐在事務所

※開発許可によるみなし許可については、都市計画法の開発許可の窓口にお問合せください

(2) 申請等窓口

【盛土規制法に係る窓口】※前ページを合わせて参照
(都市計画法開発許可・旧宅地造成等規制法に基づく手続きを除く)

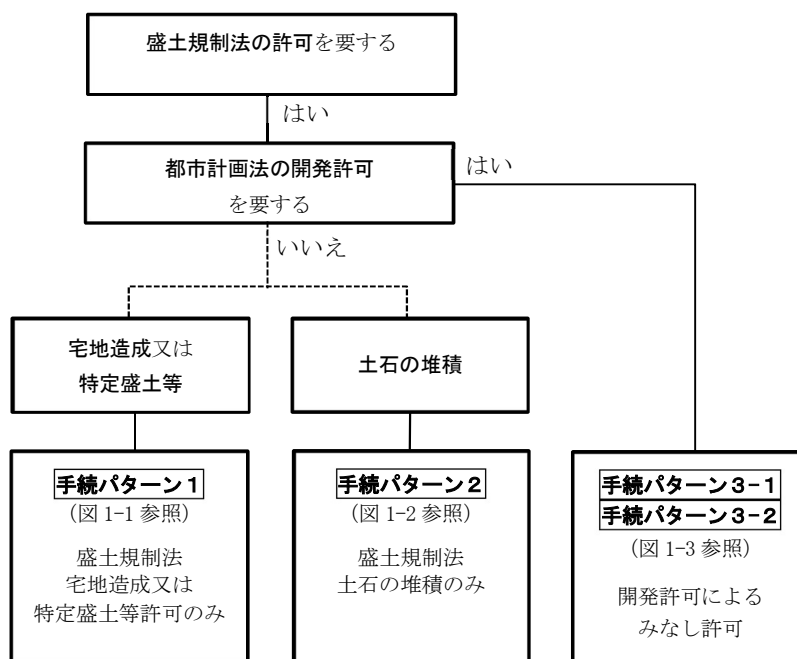
自治体名	所属	電話番号	備考
県	砂防課 厚木南駐在事務所	046-223-1711(代表)	下記以外の ・盛土規制法の許可等 ・開発許可による みなし許可の中間検査・定期報告
	横須賀土木事務所 まちづくり・建築指導課	046-853-8800(代表)	・開発許可による みなし許可の中間検査・定期報告
	平塚土木事務所 まちづくり推進課	0463-22-2711(代表)	・開発許可による みなし許可の中間検査・定期報告
	厚木土木事務所 まちづくり・建築指導課	046-223-1711(代表)	・開発許可による みなし許可の中間検査・定期報告
	厚木土木事務所東部センター まちづくり・建築指導課	0467-79-2800(代表)	・開発許可による みなし許可の中間検査・定期報告
	県西土木事務所 まちづくり・建築指導課	0465-83-5111(代表)	・開発許可による みなし許可の中間検査・定期報告
鎌倉市	都市景観部 開発審査課	0467-61-3576(直通)	・盛土規制法の許可等 (一時堆積を除く) ・開発許可による みなし許可の中間検査・定期報告
藤沢市	計画建築部 開発業務課	0466-50-3538(直通)	・開発許可による みなし許可の中間検査・定期報告
小田原市	都市部 開発審査課	0465-33-1442(直通)	・開発許可による みなし許可の中間検査・定期報告
茅ヶ崎市	都市部 開発審査課	0467-81-7186(直通)	・申請書類等の受理
逗子市	環境都市部 まちづくり景観課	046-873-1111(代表)	・申請書類等の受理
三浦市	都市環境部 都市計画課	046-882-1111(代表)	・申請書類等の受理
座間市	都市部 都市整備課	046-252-7325(直通)	・申請書類等の受理
南足柄市	都市部 建築営繕課	0465-73-8058(直通)	・申請書類等の受理
葉山町	都市経済部 都市計画課	046-876-1111(代表)	・申請書類等の受理
大磯町	都市建設部 都市計画課	0463-61-4100(代表)	・申請書類等の受理
二宮町	都市部 都市整備課	0463-71-5956(直通)	・申請書類等の受理
中井町	産業環境課	0465-81-1115(直通)	・申請書類等の受理
大井町	都市整備課	0465-85-5014(直通)	・申請書類等の受理
松田町	まちづくり課	0465-84-1332(直通)	・申請書類等の受理
山北町	都市整備課	0465-75-3647(直通)	・申請書類等の受理
開成町	都市計画課	0465-84-0320(直通)	・申請書類等の受理
箱根町	都市整備課	0460-85-9566(直通)	・申請書類等の受理
真鶴町	まちづくり課	0465-83-1131(代表)	・申請書類等の受理
湯河原町	まちづくり課	0465-63-2111(代表)	・申請書類等の受理

1.2 手続の流れ

許可申請等の手続の流れを、土地の形質の変更に関する工事は手続パターン1に、土石の堆積に関する工事は手続パターン2に示しています。

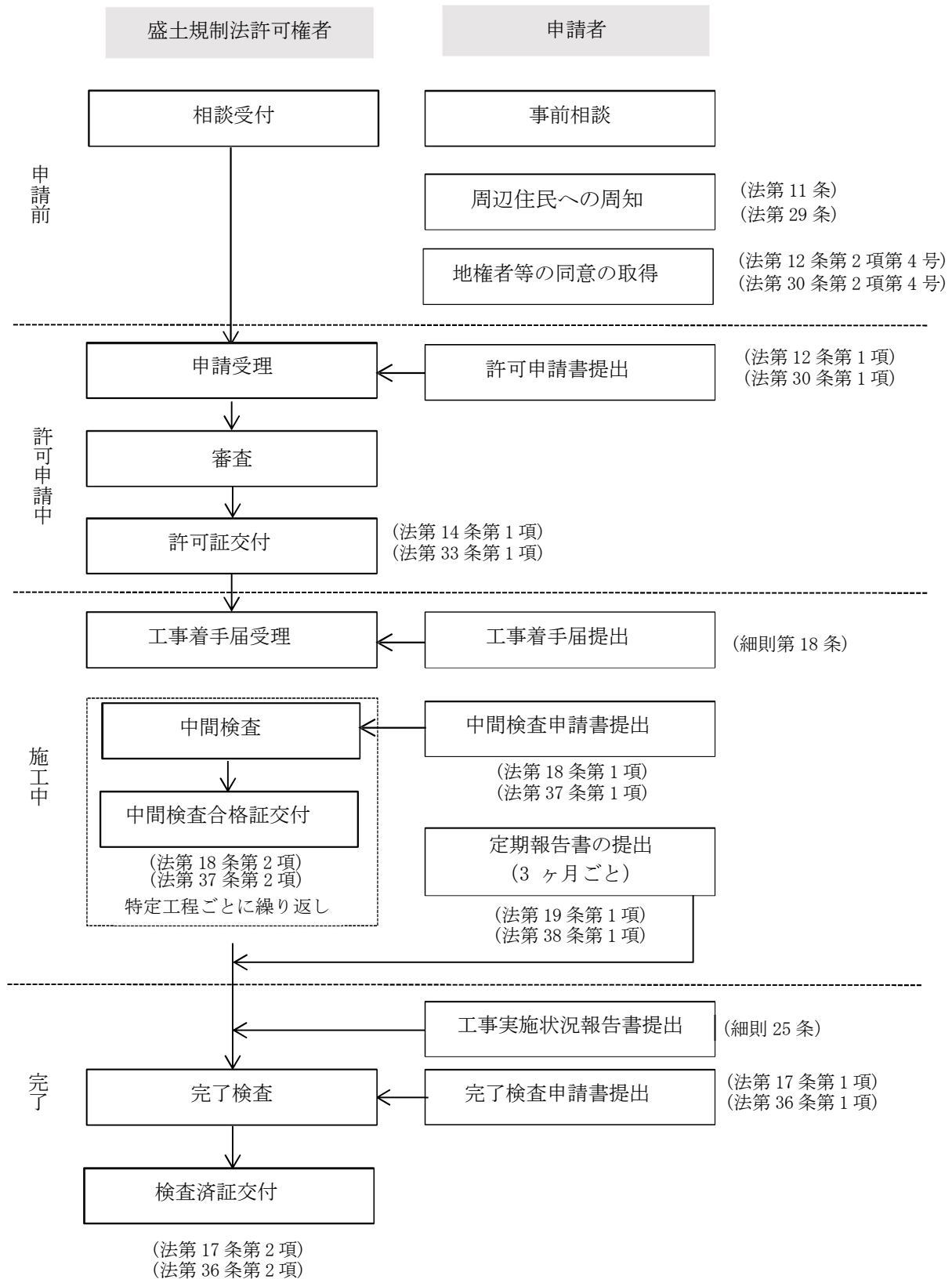
また、盛土規制法の許可を要する場合でも、都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたこととみなされ、盛土規制法の許可申請は不要となりますが、中間検査や定期報告等は適用されますので、手続パターン3により手続を行ってください。

〔盛土規制法と都市計画法の開発許可の手続き関係〕



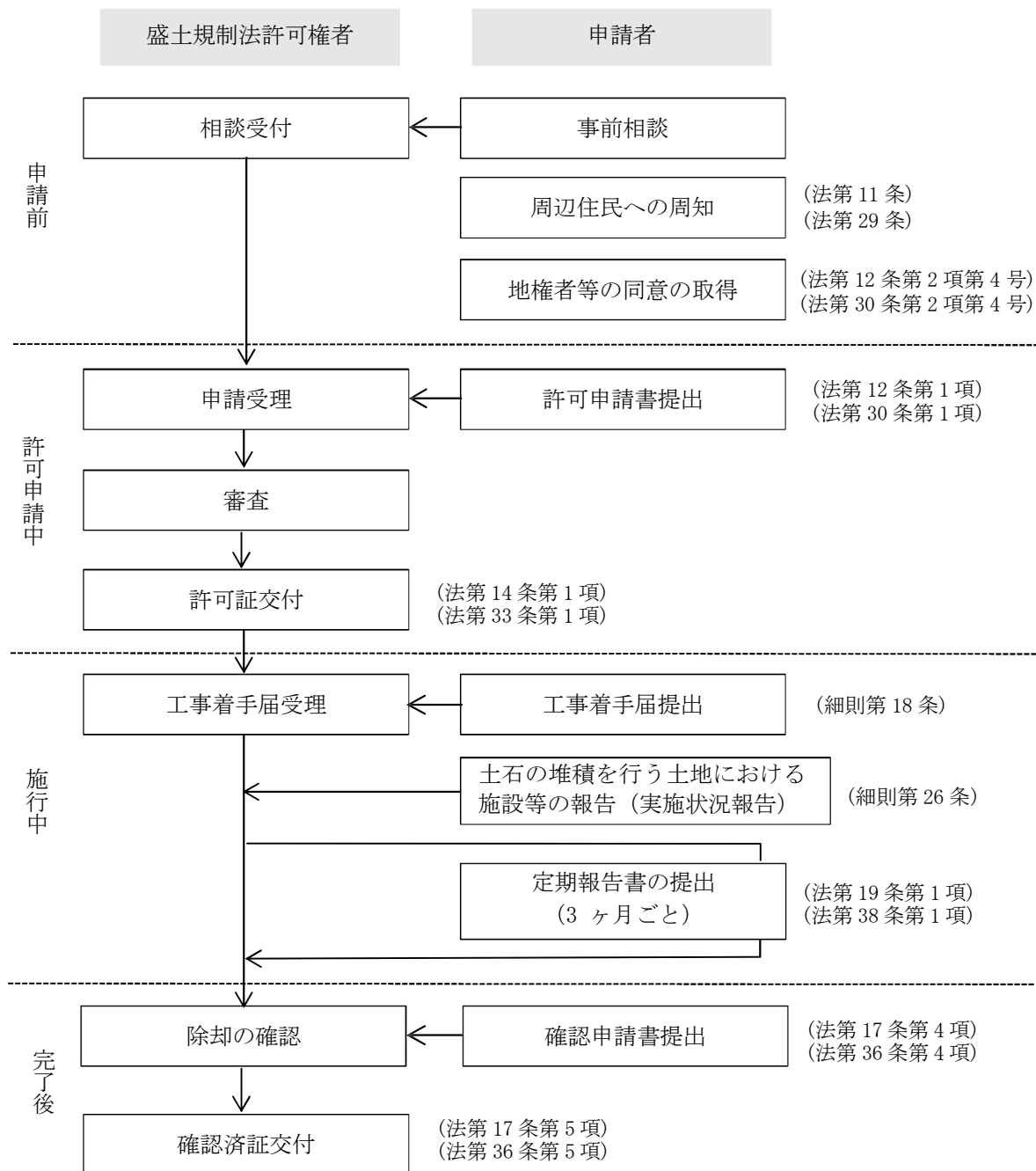
なお、市街化調整区域内で、建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合は、都市計画法で立地基準に適合する必要がありますので、併せて都市計画法の所管窓口にご相談ください。

【手続パターン１（土地の形質の変更）】



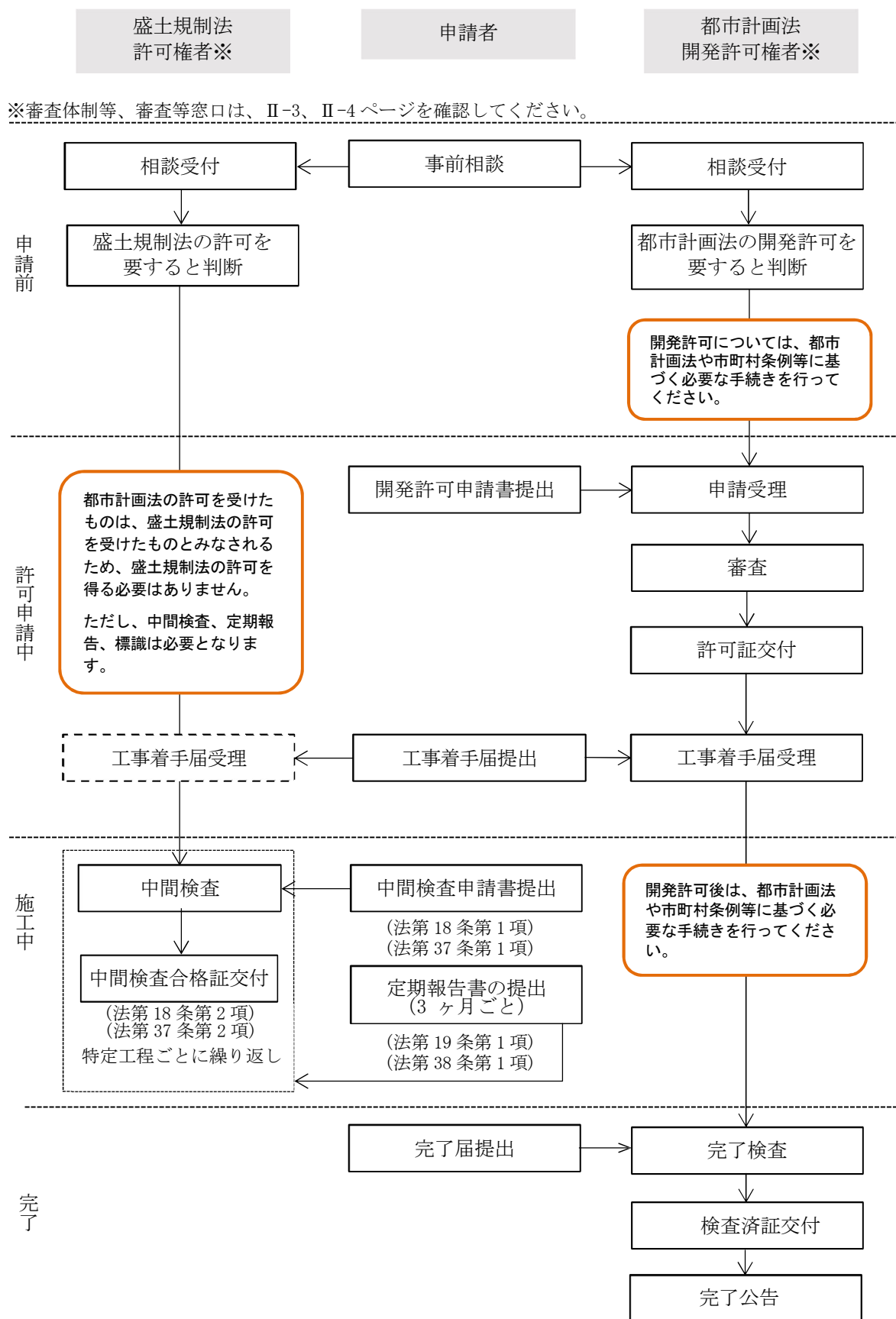
【図 1-1 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ】

【手続パターン2（土石の堆積）】



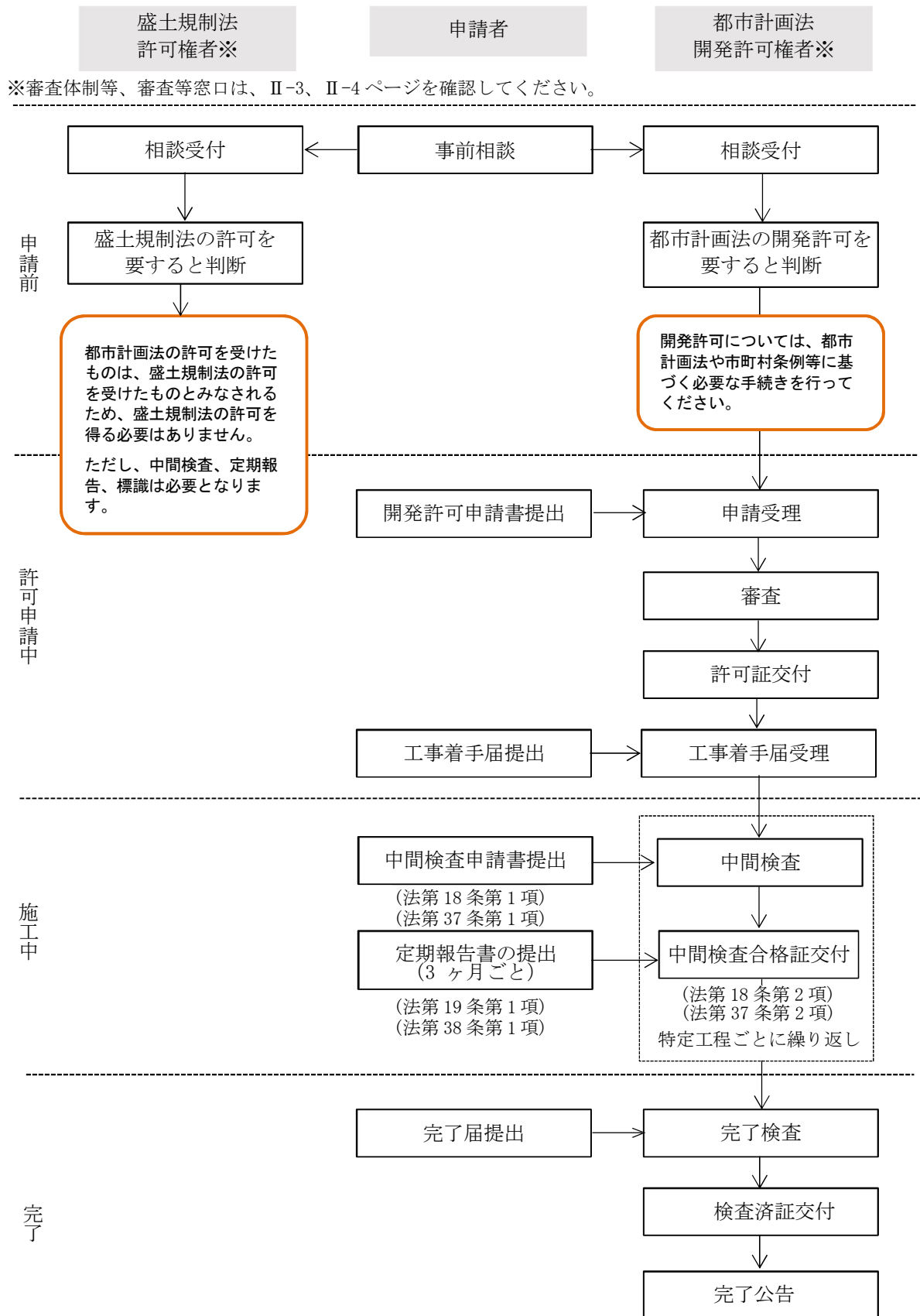
【図 1-2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ】

【**手続パターン 3-1**（開発許可によるみなし許可の中間検査等を県の盛土規制法部局で行う場合）】



【**図 1-3 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ**】
(開発許可によるみなし許可の中間検査等を県の盛土規制法部局で行う場合)

【**手続パターン3-2（開発許可によるみなし許可の中間検査等を県土木及び市で行う場合）**】



【**図 1-3 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ**】
 （開発許可によるみなし許可の中間検査を県土木事務所及び市で行う場合）

1.3 手続の一覧

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請（法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項）のほか、必要に応じて次の手続が必要となります。

手続一覧（宅地造成・特定盛土等に関する工事）

手続の種類		根拠法令等	様式	
事前相談		—	盛土等計画概要書（宅地造成・特定盛土等）	
許可申請・届出	当初	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	省令様式第二	
	変更	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	省令様式第七	
		法第 16 条第 2 項 法第 35 条第 2 項	細則第 9 号様式	
工事に関する手続	宅地造成等に関する工事着手届		細則第 18 条	細則第 8 号様式
	標識の掲示		法第 49 条	省令様式第二十三
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査		法第 18 条第 1 項 法第 37 条第 1 項	省令様式第十三
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書		法第 19 条第 1 項 法第 38 条第 1 項	細則第 13 号様式
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況報告		細則第 25 条	細則第 15 号様式
	宅地造成等に関する工事廃止届		細則第 22 条	細則第 12 号様式
完了手続		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査	法第 17 条第 1 項 法第 36 条第 1 項	省令様式第九

手続一覧（土石の堆積）

手続の種類			根拠法令等	様式
事前相談		土石の堆積に関する工事の許可申請にあたり行う事前相談	—	盛土等計画概要書（土石の堆積）
許可申請・届出	当初	土石の堆積に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	省令様式第四
	変更	土石の堆積に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	省令様式第八
		土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項 法第 35 条第 2 項	細則第 9 号様式
工事に関する手続		宅地造成等に関する工事着手届	細則第 18 条	細則第 8 号様式
		標識の掲示	法第 49 条	省令様式第二十四
		土石の堆積に関する工事の定期報告	法第 19 条第 1 項 法第 38 条第 1 項	細則第 14 号様式
		土石の堆積に関する工事等の実施状況報告	細則第 26 条	細則第 16 号様式

	宅地造成等に関する工事廃止届	細則第 22 条	細則第 12 号様式
完了手続	土石の堆積に関する工事の完了検査	法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項	省令様式第十一

手続一覧（その他工事等の届出）

手続の種類		根拠法令等	様式
工事等の届出	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出 （宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行っている場合）	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	省令様式第十五
	土石の堆積に関する工事の届出 （宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域の指定の際、土石の堆積に関する工事を行っている場合）	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	省令様式第十六
	擁壁等に関する工事の届出 （高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第 21 条第 3 項 法第 40 条第 3 項	省令様式第十七
	公共施設用地の転用の届出 （公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第 21 条第 4 項 法第 40 条第 4 項	省令様式第十八
	許可に基づく地位の承継（一般承継）	—	地位承継届 （県参考様式）

各種申請に必要な様式について、神奈川県ホームページに掲載しています。

<盛土規制法の手続一覧>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/morido/moridoyousiki.html>

申請・届出に係る書類の提出部数

申請・届出の区分		提出部数	備考
①	事前相談	2 部	県審査用 2 部
②	許可申請 変更許可申請（※1） 完了検査申請	3 部（※2）	県審査用 1 部 申請者返却用 1 部 工事区域の存する市町村用 1 部 （※2）2 以上の市町村にまたがる場合はそれに 応じた部数
③	上記①及び②以外の 申請・届出	1 部（※3）	（※3）工事区域が平塚市、厚木市、秦野市、 大和市、茅ヶ崎市に存する場合は、それに 応じた部数を追加（1 部は県、他は市用）

（※1）軽微な変更の届出は③に含みます。

2 許可申請等の手続き

2.1 事前相談について

神奈川県では、申請者の便宜と許可手続きの迅速な処理を図るため、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に先立って、事業者の皆様には事前相談を行っていただくことをお願いしています。

都市計画法（第 29 条第 1 項、第 2 項）に基づく開発許可については、盛土規制法第 15 条第 2 項、第 34 条第 2 項に基づく「みなし規定」が適用される場合、盛土規制法に基づく許可申請手続きや完了検査手続きは不要となりますが、同法に基づく中間検査や定期報告等手続きは必要となる場合があります。

また、開発許可が必要な場合でも、造成の内容によってみなし規定の適用がある場合とない場合があります。

については、開発許可を受ける場合でも、これと並行して盛土規制法に係る事前相談を行い、みなし規定の適用等の有無を必ずご確認ください。

2.1.1 事前相談に必要な書類

<宅地造成・特定盛土等に関する事前相談に必要な書類>

事前相談用様式 1、位置図、区域図、現況図、公図の写し、工事完了後の土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、土地の登記事項証明書又は登記事項要約書、その他（排水施設計画平面図・擁壁の断面図・周知を行う予定範囲の分かる書類等）

<土石の堆積に関する事前相談に必要な書類>

事前相談用様式 2、位置図、区域図、現況図、公図の写し、工事中（事業期間中）の土地利用計画図、土石の堆積計画平面図、土石の堆積計画断面図、土地の登記事項証明書又は登記事項要約書、その他（排水施設計画平面図・周知を行う予定範囲の分かる書類等）

2.1.2 関係法令の手続きについて

関係法令の手続きにおいても、盛土規制法の適用の確認を求められることもありますので、土地の形質の変更を行う場合は盛土規制法の事前相談をお願いします。

なお、手戻りが生じないように、関係法令に基づく審査状況を確認しながら審査を進める場合があります。

【主な関係法令】

法令等	手続等	所管局
都市計画法	開発行為の許可	県土整備局 (地すべり等防止法のみ環境農政局も所管に含む)
神奈川県土砂の適正処理に関する条例	土砂の搬出に係る計画の届出	
土砂災害防止法	特定開発行為の許可	
砂防法	砂防指定地内制限行為許可	
地すべり等防止法	地すべり防止区域内行為許可	
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可	
土採取規制条例	採取計画の届出	
神奈川県土地利用調整条例	一定の規模以上の土地の形質変更時の届出等	政策局
土壤汚染対策法	土地の形質変更時の届出等	環境農政局
大気汚染防止法	一般粉じん発生施設設置届等	
騒音規制法	特定建設作業の実施届出等	
振動規制法	特定建設作業の実施届出等	
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	公害防止の手続き等	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分又は廃棄物処理施設の設置に係る工事の許可	
農地法	農地転用許可	
森林法	林地開発許可等 伐採及び伐採後の造林の届出	
環境影響評価法 神奈川県環境影響評価条例	環境影響評価手続	

2.2 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等

2.2.1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の添付書類

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書は以下の書類を添付して、申請窓口へ提出してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請にあたり提出いただく書類

「許可申請書」及び添付書類（図面を除く。）

書類の名称	附属書類	内 容 等	備 考
1. 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 （省令「様式第二」）		・ 工事主、設計者、工事施行者、工事の概要等を記載	（省令第7条第1項）
2. 構造計算書	・ 擁壁又は崖面崩壊防止施設の設計書 ・ 基礎補強の計算書	・ 擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要（注） ・ 構造計画、応力算定及び断面算定	・ 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に提出 （政令第9条、省令第7条第1項第2号） ・ 崖面崩壊防止施設を設置する場合に提出 （政令第14条、省令第31条）
3. 「山間部における河川の流水が継続して存する土地」等に盛土する場合の安定計算書	・ 盛土をした後の土地の地盤に関する土質試験その他の調査又は試験の報告書	・ 土質試験その他の調査又は試験の結果 ・ 上記試験等に基づく盛土をした後の地盤に関する安定計算を記載した安定計算書	・ 災害の生じるおそれが高くて、大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合に提出 （政令第7条第2項第2号、省令第7条第1項第3号）
4. 崖面に擁壁の設置が必要でないとする場合の安定計算書	・ 土質試験その他の調査又は試験の報告書	・ 土質試験その他の調査又は試験の結果 ・ 上記試験等に基づく崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことを証する安定計算書	・ 崖面を擁壁で覆わない場合に提出 （政令第8条第1項第1号口、省令第7条第1項第4号）
5. 設計者の資格に関する申告書 （細則「第5号様式」）	・ 卒業証明書 ・ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ・ 宅地造成技術講習会修了証書 ・ 資格証明書（技術士又は一級建築士） ・ 実務経験を有することを証する書類（任意様式）		○ 次のいずれかに該当する場合に提出 ・ 高さが5mを超える擁壁の設置 ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置 （政令第22条、省令第7条第1項第5号、細則第7条）

書類の名称	附属書類	内 容 等	備 考
6. 現況写真		盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(省令第7条第1項第6号)
7. 工事主の資力及び信用に関する申告書 (細則「第1号様式」)	<個人の場合> - 資金計画書(省令「様式第三」) - 住民票又は個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類 - 納税証明書(前年の所得に係る住民税又は所得税) - 事業経歴書(個人事業主の場合) - 預金残高証明書又は融資証明書 - 誓約書 <法人の場合> - 資金計画書(省令「様式第三」) - 登記事項証明書 - 役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれらに類するもので氏名・住所を証する書類 - 納税証明書(前年度の法人税・法人事業税) - 事業経歴書 - 預金残高証明書、融資証明書又は財務諸表 - 誓約書		2.3.3 資力・信用(Ⅱ-36頁以降)も参照(省令第7条第1項第7号～第9号、細則第4条第1項(9)(11))
8. 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域内の土地の所有者等の同意書 (細則「第4号様式」)	- 公図の写し(土地の境界(赤枠で囲む)及び土地の地番を示すこと) - 土地の登記事項証明書 - 該当する権利者を記載した一覧表	工事区域内の土地又はその土地にある工作物について、事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得なければならない場合に、それ	- 土地の登記事項証明書については申請より3カ月以内のもの、印鑑証明書については同意した日付から3カ月以内に取得したもの - 妨げとなる権利とは所有権、地上権、質権、賃

書類の名称	附属書類	内 容 等	備 考
	- 同意者の印鑑証明書 - 同意者の登記事項証明書（法人の場合）	らの者の同意を得たことを証する書類	借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利（省令第7条第1項第10号、細則第4条第1項（8）（11）、第6条）
9. 説明会の開催等報告書（細則「第3号様式」）	○ 住民周知の範囲 2.3.1 住民への周知（Ⅱ-30 頁）に示す範囲 ○ 開催方法毎の必要書類 〈説明会開催の場合〉 - 開催の周知範囲が分かる位置図等 - 開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等） 〈書面配布の場合〉 - 配布した書面 - 配布範囲が分かる位置図等 〈掲示及びインターネットによる場合〉 - 掲示場所が分かる位置図等 - 掲示状況の写真 - 閲覧ページの写し（URL 含む）		周知する内容はⅡ-30 頁参照（省令第6条、第7条第1項第11号、細則第4条第1項（11）、第5条）
10. 工事施行者の能力に関する申告書（細則「第2号様式」）	- 法人の登記事項証明書 - 住民票の写し（個人の場合） - 事業経歴書 - 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書等 - 工事を指導・監督する技術者の経歴書 - 当該工事に係る契約書の写し		2.3.4 工事施行者の能力（Ⅱ-39 頁以降）も参照（省令第7条第1項第12号、細則第4条第1項（10）（11））
11. その他審査に必要な書類			
土質調査の結果を記載した書面		工事を行う土地の区域の地盤が軟弱か否かを判定するための調査（土質調査）結果を記載した書面	○ 2,000 m²以上の盛土を行う場合に適用 ○ 標準的な調査方法は次のとおり 標準貫入試験

書類の名称	附属書類	内 容 等	備 考
		- スウェーデン式サウンディング試験 - オランダ式二重管コーン貫入試験 (細則第4条第1項(1)、第11条(1)) 【軟弱地盤の場合】 (細則第4条第1項(2)、第11条(2)) - 土質調査の結果、軟弱な地盤であることが確かめられた場合に行う「詳細な土質調査」の結果を記載した書面 - 詳細土質調査の結果を用いた盛土の安定計算書	- スウェーデン式サウンディング試験 - オランダ式二重管コーン貫入試験 (細則第4条第1項(1)、第11条(1)) 【軟弱地盤の場合】 (細則第4条第1項(2)、第11条(2))
10メートル以上の盛土（崖面であるものを除く）に関する安定計算書	土質試験その他の調査又は試験の報告書	- 土質試験その他の調査又は試験 - 上記試験等に基づく盛土をした後の地盤に関する安定計算を記載した安定計算書	(細則第4条第1項(3)、第12条(2))
流出抑制施設（調整池等）の容量の算定書等	- 調整池等の容量及び放流量を算定した書面 - 算定の根拠とした書面 - 調整池の構造図		(細則第4条第1項(4)、第15条)
排水能力を確認する書面	排水計算書	排水施設の流出量の算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面	(細則第4条第1項(5)、第15条)
土量計算書		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了時に用いる土砂の数量を計算した書面	平面図、断面図を元に作成 (細則第4条第1項(7))
許認可等の写し		他の法令で許認可等を要する場合は、これらの許認可等証する書類	

書類の名称	附属書類	内 容 等	備 考
委任状		・ 代理人が申請手続を行う場合に提出	・ 工事主は、正本副本それぞれに捺印又は自署 ・ 捺印又は自署によらない場合は工事主の連絡先（電話番号等）を記入
認定擁壁であることを証する書類	・ 認定書 ・ 計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類		・ 当該擁壁を使用する場合に提出 (政令第 17 条、細則第 14 条)
その他知事が必要と認めるもの			(細 則 第 4 条 第 1 項 (11))

注： 崖面崩壊防止施設の概要には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください。

「許可申請書」に添付して提出する図面

図面の名称	明示すべき事項		備考
	内容	縮尺	
1. 位置図	・ 方位、道路及び目標となる地物（施行地区を表示すること）	1/10,000 以上	(省令第7条第1項第1号)
2. 地形図	・ 方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	・ 等高線は、2mの標高差を示すものとする (省令第7条第1項第1号)
3. 土地の平面図	・ 方位及び土地の境界線並びに、盛土（赤色で着色）又は切土（黄色で着色）をする土地の部分 ・ 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・ 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ・ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること (省令第7条第1項第1号)
4. 土地の断面図	・ 盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・ 高低差の著しい箇所について作成すること (省令第7条第1項第1号)
5. 排水施設の平面図	・ 排水区域の区域界 ・ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れる方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	(省令第7条第1項第1号)
6. 崖の断面図	・ 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	・ 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない (省令第7条第1項第1号)
7. 擁壁の断面図	・ 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	(省令第7条第1項第1号)
8. 擁壁の背面図	・ 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50 以上	(省令第7条第1項第1号)
9. 崖面崩壊防止施設の断面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	(省令第7条第1項第1号)

図面の名称	明示すべき事項		備考
	内容	縮尺	
10. 崖面崩壊防止施設の背面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	・ 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること (省令第7条第1項第1号)
11. 現況地番図	・ 同上		・ 所有者名及び地目を記入すること
12. 排水施設の断面図	・ 排水施設の縦断面図・横断面図・詳細図	1/50以上	(細則第4条第1項(5))
13. 測量図及び求積表	・ 許可を受けようとする土地の区域の面積及び盛土・切土の面積	1/500以上	・ 地盤標高差が30 cmを超える部分に限る (細則第4条第1項(6))
14. その他知事が必要と認めるもの			(細則第4条第1項(11))

土石の堆積に関する工事の許可申請にあたり提出いただく書類
「許可申請書」及び添付書類（図面を除く。）

書類の名称	附属書類	内 容 等	備 考
1. 土石の堆積に関する工事の許可申請書 （省令「様式第四」）		・ 工事主、設計者、工事施行者、工事の概要等を記載	（省令第7条第2項）
2. 堆積した土石の崩壊を防止する措置が適切であることを証する書類		・ 措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	・ 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合に提出 （省令第7条第2項第2号、第32条）
3. 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置が適切であることを証する書類		・ 措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	・ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合に提出 （省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号）
4. 現況写真		・ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（省令第7条第2項第4号）
5. 工事主の資力及び信用に関する申告書 （細則「第1号様式」）	<個人の場合> ・ 資金計画書（省令「様式第五」） ・ 住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写しまたはこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類 ・ 納税証明書（前年の所得に係る住民税又は所得税） ・ 事業経歴書（個人事業主の場合） ・ 預金残高証明書又は融資証明書 ・ 誓約書		・ 2.3.3 資力・信用（Ⅱ-36頁以降）も参照 （省令第7条第2項第5号～第7号、細則第4条第2項（8）（9））

書類の名称	附属書類	内 容 等	備 考
	〈法人の場合〉 ・ 資金計画書 (省令「様式第五」) ・ 登記事項証明書 ・ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又はこれらに類するもので氏名・住所を証する書類 ・ 納税証明書(前年度の法人税・法人事業税) ・ 事業経歴書 ・ 預金残高証明書、融資証明書等又は財務諸表 ・ 誓約書		
6. 土石の堆積に関する工事を行う土地の区域内の土地の所有者等の同意書(細則「第4号様式」)	・ 公図の写し(土地の境界(赤枠で囲む)及び土地の地番を示すこと) ・ 土地の登記事項証明書 ・ 該当する権利者を記載した一覧表 ・ 同意者の印鑑証明書 ・ 同意者の登記事項証明書(法人の場合)	・ 工事区域内の土地又はその土地にある工作物について、事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得なければならない場合に、それらの者の同意を得たことを証する書類	・ 土地の登記事項証明書については申請より3カ月以内のもの、印鑑証明書については同意した日付から3カ月以内に取得したもの ・ 妨げとなる権利とは所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利(省令第7条第2項第8号、細則第6条)
7. 説明会の開催等報告書(細則「第3号様式」)	○ 住民周知の範囲 ・ 2.3.1 住民への周知(Ⅱ-30頁)に示す範囲 ○ 開催方法毎の必要書類 〈説明会開催の場合〉 ・ 開催の周知範囲が分かる位置図等 ・ 開催案内及び開催結果が分かる資料(議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等) 〈書面配布の場合〉 ・ 配布した書面		・ 周知する内容はⅡ-30頁参照 (省令第6条、第7条第2項第8号、細則第4条第2項(9)、第5条)

書類の名称	附属書類	内 容 等	備 考
	・ 配布範囲が分かる位置図等 〈掲示及びインターネットによる場合〉 ・ 掲示場所が分かる位置図等 ・ 掲示状況の写真 ・ 閲覧ページの写し (URL 含む)		
8. 工事施行者の能力に関する申告書 (細則「第2号様式」)	・ 法人の登記事項証明書 ・ 住民票の写し (個人の場合) ・ 事業経歴書 ・ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書等 ・ 工事を指導・監督する技術者の経歴書 ・ 当該工事に係る契約書の写し		・ 2.3.4 工事施行者の能力 (Ⅱ-39 頁以降) も参照 (省令第7条第2項第10号、細則第4条第2項(8)(9))
9. その他審査に必要な書類			
土質調査の結果を記載した書面		・ 工事を行う土地の区域の地盤が軟弱か否かを判定するための調査 (土質調査) 結果を記載した書面 【軟弱地盤の場合】 ・ 土質調査の結果、軟弱な地盤であることが確かめられた場合に行う「詳細な土質調査」の結果を記載した書面 ・ 詳細な土質調査の結果を用いた盛土の安定計算書	○ 2,000 m²以上の盛土を行う場合に適用 ○ 標準的な調査方法は次のとおり ・ 標準貫入試験 ・ スウェーデン式サウンディング試験 ・ オランダ式二重管コーン貫入試験 (細則第4条第2項(1)、第11条(1)) 【軟弱地盤の場合】 (細則第4条第2項(2)、第11条(2))
流出抑制施設 (調整池等) の容量の算定書等	・ 調整池等の容量及び放流量を算定した書面 ・ 算定の根拠とした書面		(細則第4条第2項(3)、第15条)

書類の名称	附属書類	内 容 等	備 考
	・ 調整池の構造図		
土量計算書		・ 最大堆積時に用いる土砂の数量を計算した書面	・ 平面図、断面図を元に作成 (細則第4条第2項(7))
許認可等の写し		・ 他の法令で許認可等を要する場合は、それらの許認可等を証する書類	
委任状		・ 代理人が申請手続を行う場合に提出	・ 工事主は、正本副本それぞれに捺印又は自署 ・ 捺印又は自署によらない場合は工事主の連絡先(電話番号等)を記入
その他知事が必要と認めるもの			(細則第4条第2項(9))

「許可申請書」に添付して提出する図面

図面の名称	明示すべき事項		備考
	内容	縮尺	
1. 位置図	方位、道路及び目標となる地物 (施行地区を表示すること)	1/10,000以上	(省令第7条第2項第1号)
2. 地形図	方位及び土地の境界線 (赤枠で囲むこと)	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする (省令第7条第2項第1号)
3. 土地の平面図	- 方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置 - 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	- 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること - 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること (省令第7条第2項第1号)
4. 土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	(省令第7条第2項第1号)
5. 最大堆積時の断面図	堆積する土石の高さ及び勾配、堆積を行う前後の地盤面、のり面の保護の方法、排水施設の位置、管理施設の位置並びに沈砂池その他災害の発生を防止するための施設の位置を明示した最大堆積時の断面図		(細則第4条第2項(6))
6. 現況地番図	同上		所有権者名及び地目を記入すること
7. 測量図及び求積表	許可を受けようとする土地の区域の面積及び盛土・切土の面積	1/500以上	地盤標高差が30cmを超える部分に限る (細則第4条第2項(4))
8. その他知事が必要と認めるもの			(細則第4条第2項(9))

2.2.2 許可申請の取り下げ

許可申請後、許可までに計画を取り止める場合は、「宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請の取下届」を提出してください。

2.2.3 許可または不許可の通知

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

2.2.4 標準処理期間

行政手続法第5条及び第6条の規定に基づき、次のとおり審査基準及び標準処理期間を定めています。

- ① 標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
- ② 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
- ③ 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

《標準処理期間（申請受付から当該申請に対する処分をするまでの期間）について》

標準処理期間		
事務		標準処理期間(日)
土地の形質変更	工事の許可	40
	工事の変更の許可	40
	工事の完了検査	20
	工事の中間検査	10
土石の堆積	工事の許可	24
	工事の変更の許可	24
	除却の確認	10
市町村を経由する場合の経由日数		8

※市町村を経由する場合、各事務の標準処理期間に8日を加えた日数となります。

2.2.5 許可等申請手数料

許可申請、変更許可申請、中間検査申請にあたっては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例に定める手数料が必要となります。

手数料は、「盛土又は切土をする土地の面積」及び「土石の堆積をする土地の面積」に応じて定められており、それぞれ下記表のとおりです。

なお、「盛土又は切土をする土地の面積」及び「土石の堆積をする土地の面積」には、盛土又は切土及び土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm 以下の部分の土地の面積も算入します。

（法の許可対象に該当するかの判断においては、高さ 2 m 以下かつ面積 500 m² 超の場合、盛土又は切土及び土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm 以下の部分の土地の面積は算入しません（I-16 頁参照）が、手数料における面積においては算入します。）

1 土地の形質変更			
(1) 工事の許可の申請(法 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項)			
	盛土又は切土をする土地の面積	手数料	
	500m ² 以内のもの	1 件につき	16,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	1 件につき	28,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	1 件につき	40,000 円
	2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	1 件につき	59,000 円
	3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	1 件につき	68,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1 件につき	93,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき	149,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき	229,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき	360,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき	509,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	1 件につき	658,000 円
(2) 工事の変更の許可(法 16 条第 1 項、法第 35 条第 1 項)			
	1 件につき、アからイまでの合計額。ただし、合計額が 658,000 円を超えるときは、658,000 円		
	項目	手数料	
	ア 工事の計画の変更	工事の許可の 1/10	
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	工事の許可と同額	

2 土石の堆積			
(1) 工事の許可の申請(法 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項)			
	土石の堆積をする土地の面積	手数料	
	500 m ² 以内のもの	1 件につき	11,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	1 件につき	14,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	1 件につき	16,000 円
	2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	1 件につき	20,000 円
	3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	1 件につき	29,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1 件につき	32,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき	39,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき	54,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき	74,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき	111,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	1 件につき	136,000 円
(2) 工事の変更の許可(法 16 条第 1 項、法第 35 条第 1 項)			
	1 件につき、アからイまでの合計額。ただし、合計額が 136,000 円を超えるときは、136,000 円		
	項目	手数料	
	ア 工事の計画の変更	工事の許可の 1/10	
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	工事の許可と同額	

※ 工事の変更の許可に係る手数料は、変更の内容によって異なります。

①土地の面積が変わらない場合

変更前の（盛土、切土、土石の堆積）土地の面積に応じて、許可申請手数料の 1/10 の額

【具体例】※宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

許可申請時 1,000 m²の土地で、変更申請後も面積が変わらない場合

変更許可手数料：28,000 円（許可申請手数料）×1/10＝2,800 円

②土地の面積が増加するが、変更前の土地に係る工事の計画は変更とならない場合

増加した（盛土、切土、土石の堆積）土地の面積に応じて、新規の許可申請手数料と同額

【具体例】※宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

変更前 1,000 m²の土地で、増加する土地の面積が 4,000 m²の場合

変更許可手数料：68,000 円

③土地の面積が増加するとともに、変更前の土地に係る工事の計画は変更となる場合

(1) 変更前の（盛土、切土、土石の堆積）土地の面積に応じて、許可申請手数料の 1/10 の額

(2) 増加した（盛土、切土、土石の堆積）土地の面積に応じて、新規の許可申請手数料と同額

(1) と (2) を合算した額が変更許可申請手数料となります。

【具体例】※宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

許可申請時 1,000 m²の土地で、変更申請時に増加した土地の面積が 4,000 m²の場合

（許可申請時：1,000 m²＋増加面積：4,000 m²＝合計 5,000 m²）

(1) 許可申請手数料の 1/10 の額

28,000 円（許可申請手数料）×1/10＝2,800 円

(2) 増加した土地の面積に応じた新規許可申請手数料： 68,000 円
 変更許可申請手数料： 2,800 円 + 68,000 円 = 70,800 円

④土地の面積が減少する場合

変更後の（盛土、切土、土石の堆積）土地の面積に応じて、許可申請手数料の 1/10 の額

【具体例】※宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

許可申請時 1,000 m²の土地で、変更申請時に 800 m²となった場合

（許可申請時：1,000 m²－減少面積：200 m²＝変更申請時：800 m²）

変更許可手数料： 28,000 円（変更後の土地の面積に応じた許可申請手数料）× 1/10 = 2,800 円

⑤土地の面積が増加及び減少する場合

③と④を合算した額

【具体例】※宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

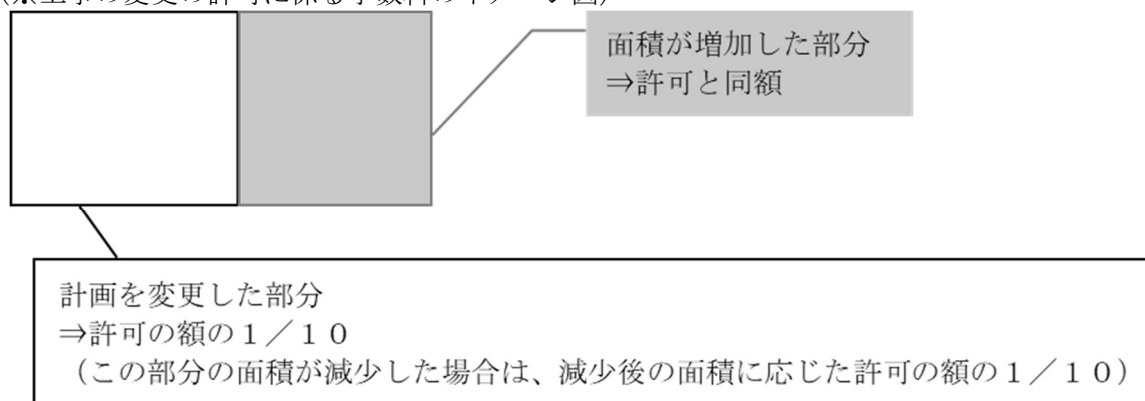
許可申請時 1,000 m²の土地で、変更申請後 500 m²の減少と 2,000 m²の増加がある場合

（許可申請時：1,000 m²－減少面積：500 m²＋増加面積： 2,000 m² ＝変更申請時：2,500 m²）

変更許可手数料：

28,000 円（変更後の土地の面積に応じた許可申請手数料）× 1/10 + 40,000 円（増加した土地の新規許可申請手数料） = 42,800 円

（※工事の変更の許可に係る手数料のイメージ図）



3 中間検査			
(1) 中間検査の申請(法 18 条第 1 項、法第 37 条第 1 項)			
盛土又は切土をする土地の面積		手数料	
3,000 m ² 以内のもの		1 件につき	3,100 円
3,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの		1 件につき	6,200 円
20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの		1 件につき	12,400 円
40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの		1 件につき	24,800 円
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの		1 件につき	43,400 円
100,000 m ² を超えるもの		1 件につき	62,100 円

※ 国等の協議によるみなし許可となる工事についても、中間検査申請手数料が必要です。

※ 中間検査の申請に係る面積は、許可を受けている部分の土地の面積（盛土又は切土をする土地の面積全体）であり、中間検査を行う毎（1 回毎）に申請手数料が必要です。

（例：許可を受けている盛土又は切土をする土地の面積が 10,000 m²の場合、中間検査の申請の度に 6,200 円の手数料が必要）

2.3 許可基準等

2.3.1 住民への周知

<宅地造成等工事規制区域>

【法】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【省令】

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地^①において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

【政令】

第七条（略）

2（略）

一（略）

二^① 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地^②において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

【省令】

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第十二条^② 令第七条第二項第二号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【細則】

(住民説明会開催の対象となる盛土等)

第2条 省令第6条ただし書に規定する規則で定める場合は、盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートル以上の場合とする。

※ 特定盛土等規制区域については、同様に法第二十九条、省令第六十二条で規定

<解説>

法第 12 条第 1 項又は法第 30 条第 1 項に基づく宅地造成等の工事の許可申請にあたっては、説明会等の開催や工事の内容を記載した書面の配布により、周辺地域の住民に周知をしなければなりません。

なお、「国等の協議によるみなし許可」及び「開発許可によるみなし許可」の場合は、住民への周知に関する規定は適用されません。

【周知の方法】

周知の方法は、次の 1～3 の方法がありますが、盛土又は切土、土石の堆積（以下、「盛土等」という。）の規模・内容が条件 1 又は条件 2 に該当する場合は、説明会の開催を必ず行う必要があります。

- | | |
|------|---|
| 方法 1 | ： 工事の内容についての <u>説明会</u> を開催 |
| 方法 2 | ： 工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に <u>配布</u> |
| 方法 3 | ： 工事の内容を当該 <u>工事</u> の施行に係る <u>土地又はその周辺の適当な場所に掲示</u> するとともに、当該内容を <u>インターネット</u> を利用して住民の閲覧に供する |

盛土等の内容・規模

条件 1：	盛土等を行う土地の面積が 2,000 m ² 以上の場合
条件 2：	政令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地に高さが 15m を超える盛土を行う場合 （ 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地 ）

審査基準

[周知内容]

周知の内容は、次の内容が説明されていること。

宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土等の行為の目的 ⑥工事の期間 ⑦排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画 ⑧工事中の災害発生防止のための方法 ⑨工事施行者が工事に必要な資格を有していること。 ⑩土砂の性質の区分 ⑪工事を行う日程及び時間帯 ⑫現場責任者の氏名 ⑬許可を受けようとする者の連絡先	
⑭盛土又は切土の高さ ⑮盛土又は切土をする土地の面積 ⑯盛土又は切土の土量 ⑰その他都道府県等が必要と認める事項	⑭土石の堆積の最大高さ ⑮土石の堆積を行う土地の面積 ⑯土石の堆積の最大土量 ⑰その他都道府県等が必要と認める事項

[周知の範囲]

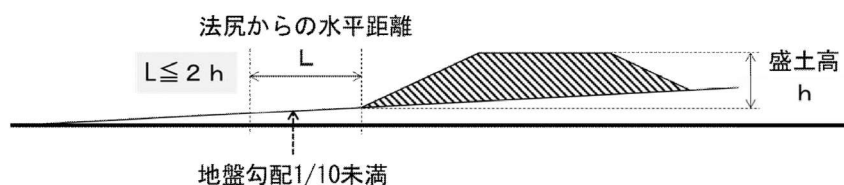
周知の範囲は、次の区域に居住する住民とします。

- ① 盛土等を行う土地の面積2,000㎡未満の場合：(A)
- ② 盛土等を行う土地の面積2,000㎡以上の場合：(A) ' + (B)

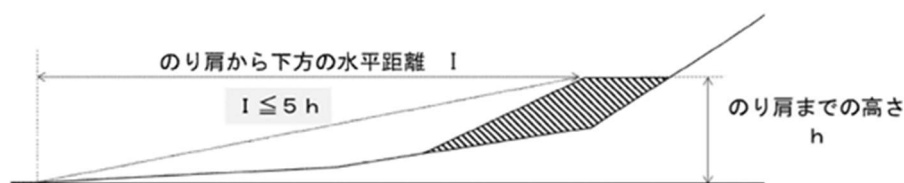
(A) 盛土等の高さ等に応じて定める影響範囲に居住する住民（周知の範囲）

盛土等の区域がある区域等の区分		周知の範囲
宅地造成等 規制区域 及び特定盛 土等規制区 域	平地盛土 切土 土石の堆積	・ 盛土等の境界（法尻；1/10 未満）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 2 h 以内の範囲（※参考図 1）
	腹付け盛土	・ 盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 5 h 以内の範囲（※参考図 2）
	① 令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地に高さが 15m を超える盛土を行う場合 ② 渓流等における盛土（①を除く） ③ 谷埋め盛土（①及び②を除く） ④ 腹付け盛土のうち、参考図 2 の範囲に渓流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・ 下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図 3）

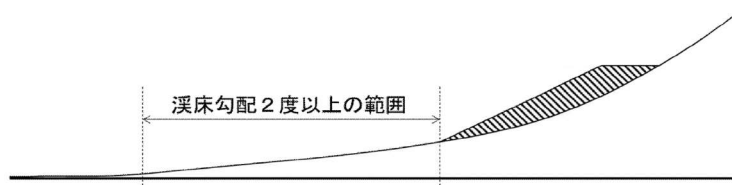
- ・ 盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内（※参考図 1）



- ・ 盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 2）



- ・ 下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図 3）



- (A) ' 盛土等の高さ等に応じて定める影響範囲に付加する範囲に居住する住民
 (A) の影響範囲及び申請区域の境界線から 50m の範囲に居住する住民。（付加する周知の範囲）
- (B) 土砂災害警戒区域等の指定状況に応じて定める付加する範囲に居住する住民

盛土のある区域の区分		説明会の対象範囲
土砂災害警戒区域※1	急傾斜地の崩壊（※2）	左の土砂災害警戒区域（急傾斜地）内
	地滑り（※2）	左の土砂災害警戒区域（地滑り）内
	土石流（※2）の流域界	左の土砂災害警戒区域（土石流）の流域界内及び土砂災害警戒区域（土石流）内
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	左の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）内及び被害想定範囲内
	地すべり危険地区	左の山地災害危険地区（地すべり危険地区）内及び被害想定範囲内
	崩壊土砂流出危険地区の集水区域	左の山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）の集水区域内及び被害想定範囲内

※1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した区域

※2 法第2条に規定する土砂災害の発生原因

住民周知の対象範囲は原則として国の技術的助言で前頁の参考図 1 ～ 3 の範囲により行うよう基準を定めています。

ただし、盛土又は切土、土石の堆積を行う土地の面積が 2,000 m²以上の場合に限り、周知の対象範囲条件（A）' 及び条件（B）により周知を行うこととします。

【範囲設定の理由】

周知の範囲（A）' について、国の技術的助言では盛土の高さの 2 倍の範囲までを周知の対象範囲とすることとされています。しかし、土壌水分量が多く、表層崩壊が想定される盛土等については、高さの 2 倍を超える範囲まで盛土の崩落の被害が及ぶ可能性があります。そのため本県では、規模の大きな工事は高さの 2 倍を超える範囲までを周知の対象範囲に設定しています。

設定の範囲は、表層崩壊に起因する過去のがけ崩れにおいて、崩土の到達距離は全体の 99% が 50m 未満であることや、県内市の開発許可調整条例における周知範囲を参考に、申請区域の境界線から 50m としています。

周知の範囲（B）について、盛土等の立地条件からみて、土砂の崩壊又は流出が発生した場合に、生命等に対する危険が生ずるおそれがある区域の住民も、説明会の対象範囲とするため、周知の範囲（B）を設定しています。

土砂災害警戒区域は土砂災害のおそれがある区域、土砂災害特別警戒区域は土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域であることや、盛土等の立地条件による盛土等が崩落した際の影響範囲を個別に想定することは困難であることから、一律に周知の範囲（B）の範囲を定めています。

＜周知範囲の設定にあたっての留意点＞

- ・ 盛土等の区域の周辺に土砂災害警戒区域や山地災害危険地区がある場合は、その状況を確認した資料を入手した上で、周知範囲の説明図にその内容を反映させたものを許可申請書に添付してください。（確認方法については、砂防課のホームページに掲載されている「住民説明会対象範囲（土砂災害警戒区域に関するもの）の確認方法」及び「住民説明会対象範囲（山地災害危険地区に関するもの）の確認方法」を参照）
- ・ 申請者は、説明の対象者に漏れがないよう、必ず対象者の確認を十分行った上で、周知してください。
- ・ その他不明点がある場合は、周知等に先立ってご相談ください。

行政指導指針

説明会の開催により、周辺の住民より意見が出された場合は、できる限りこれに配慮して工事を行うように努めてください。

2.3.2 宅地造成等に関する工事の技術的基準

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二～四 (略)

3～4 (略)

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 (略)

※ 特定盛土等規制区域については、第三十条、第三十一条で同様に規定

<解説>

法第12条第1項の許可（特定盛土等規制区域にあつては法第30条第1項の許可）は、第2項各号に規定する基準に適合しない場合は許可ができないことになっており、第2項第1号では、宅地造成等に関する工事の計画が法第13条第1項（特定盛土等規制区域にあつては法第31条第1項）に定める技術的基準に適合しなければ、許可できないこととされています。

なお、技術的基準の詳細については第Ⅲ編 設計編に記載しています。

2.3.3 資力・信用

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 (略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

<解説>

法第12条第2項第2号（特定盛土等規制区域にあつては法第30条第2項第2号）では、工事主に宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められています。

【資力及び信用を確認するための資料】

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
☐ 資金計画書（省令規定様式）	☐ 資金計画書（省令規定様式）
☐ 工事主の資力及び信用に関する申告書（第1号様式）	☐ 工事主の資力及び信用に関する申告書（第1号様式）
☐ 住民票の写し等本人確認書類	☐ 登記事項証明書
☐ 納税証明書（住民税・所得税）	☐ 納税証明書（法人税・法人事業税）
☐ 事業経歴書（個人事業主の場合）	☐ 事業経歴書
☐ 預金残高証明書、融資証明書	☐ 預金残高証明書、融資証明書又は財務諸表
☐ 誓約書（Ⅱ-37, 38頁参照）	☐ 誓約書（Ⅱ-37, 38頁参照）

審査基準

- ・ 資金計画書に記載の工事費等の支出が、自己資金、借入金およびその他の収入の合計を超えていないこと。
- ・ 納税に滞納状況が認められないこと。
- ・ 原則として、当該許可を受けようとする工事と同等の内容・規模の事業実績があること（工事施行者が同等の内容・規模の事業実績がある場合を除く）。
- ・ 許可を受けようとする工事の実施に必要な建設業の許可等を有していること。（工事主が工事施行者を兼ねる場合）
- ・ その他、関係書類から総合的に判断して工事主の資力及び信用がないと認められる事項がないこと。

なお、次の（1）から（4）に該当する場合は、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

以下をご確認いただき、裏面にご署名ください。

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、1 (4) の確認のため、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1. 私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）

(3) 本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）

(4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。

ウ 法人又は組合であって、その役員のうちにイに該当する者があるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

オ 将来において、アからエに該当する者

カ アからオに掲げるほか、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(裏面)

2. 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 様

申請者

住所

氏名

印

(法人・組合にあっては、名称及び代表者氏名)

(自署の場合は押印不要)

2.3.4 工事施行者の能力

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 (略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 (略)

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

<解説>

法第12条第2項第3号（特定盛土等規制区域にあつては法第30条第2項第3号）では、工事施行者に宅地造成等に関する工事を行うために必要な工事施行能力が求められています。

以下の書類により、工事施行者に工事を完遂することができる技術力があることを確認します。

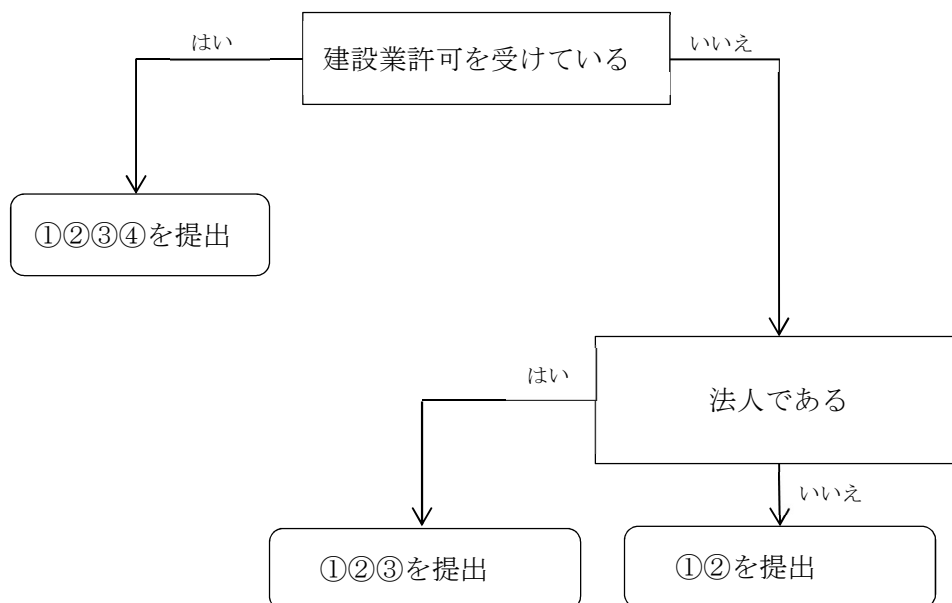
- ① 工事施行者の能力に関する申告書（第2号様式）
- ② 法人の登記事項証明書、住民票の写し（個人の場合）
- ③ 事業経歴書
- ④ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書等

必要書類は工事施行者により異なりますので、下図により確認してください。

これに加え、元請負人が公共工事の入札参加資格を有する場合は、公共工事の入札参加資格認定書の写しも提出する必要があります。

なお、土石の堆積に関する工事は、工作物を設置しない場合に限り全ての工事施行者に技術力があるものとみなし、技術力以外の能力について確認します。

現場管理者の住所・氏名は、申請書の提出時に現場管理者が定まっていない場合には、当該工事に着手するまでに第2号様式に追記して提出してください。



【必要書類判定のフロー】

審査基準

- ・ 原則として、当該許可を受けようとする工事と同等の内容・規模の事業実績があること。
- ・ 許可を受けようとする工事の実施に必要な建設業の許可等を有していること。
- ・ 納税に滞納状況が認められないこと。
- ・ その他、関係書類から総合的に判断して工事施行者の能力がないと認められる事項がないこと。

【工事の内容と合致する建設業許可の種類】

申請しようとする工事	建設工事の種類
複数の専門工事を含む工事 (例) 盛土・切土工事と擁壁設置工事	土木工事一式
建築確認を必要とする新築及び増改築に伴う工事であって、複数の専門工事を含む工事 (例) 新築に伴う盛土・切土工事	建築工事一式
切土・盛土を含む工事	とび・土工・コンクリート工事
擁壁（鉄筋コンクリート造等）設置を含む工事	
鋼矢板・構台の設置を含む工事	
擁壁（間知石積み）設置を含む工事	石工事

2.3.5 土地所有者等の同意

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 (略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

<解説>

法第12条第2項第4号（特定盛土等規制区域にあっては法第30条第2項第4号）では、許可を受けようとする土地の区域内に当該土地の所有権、その他使用及び収益を目的とする権利を有する者全てから同意を得ていることが求められています。

工事をしようとする土地について、次の書類により必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。

- ① 公図の写し
- ② 土地の登記事項証明書
- ③ 宅地造成等に関する工事をを行う土地の区域内の土地所有者等の同意書（第4号様式）
- ④ 区域内権利者一覧表（第4号様式別紙）

所有権の登記がある土地は、当該所有権者の同意書を必ず提出してください。所有権の登記がない土地は、現に当該土地を所有している者の同意書を必ず提出してください。

[同意を必要とする権利者]

工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権、使用収益権（永小作権、地役権）を有する者

[同意書に記載が必要な事項]

- ① 所在地・地番
- ② 地積又は延べ面積
- ③ 権利の種別
- ④ 同意年月日
- ⑤ 同意者住所・氏名
- ⑥ 実印

同意書は、本人の同意であることを示すため実印及び印鑑証明書（同意した日付から3か月以内に取得したもの）を添付してください。

2.3.6 設計者の資格

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 1 略

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【建設省告示第 1005 号】

○宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和 37 年 3 月 29 日）

宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第十八条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))とするものに合格した者を含む。)
- 三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者
- 四 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの
- 五 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

<解説>

法第13条第2項及び第31条第2項では政令第21条で定める工事の設計は、専門的知識及び経験を必要とする工事の設計のためには、一定の資格が求められます。

[政令で定める一定の資格が必要な工事]

- ① 高さが 5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

○審査方法

設計者の資格に関する申告書(第5号様式)及び以下の表に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

なお、上記申告書の「法施行令第22条又は第31条の該当資格」は以下の表左欄に該当する資格になりますので、申告書は該当する漢数字を○で囲んでください。

設計者の資格

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
一 大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	☐ 卒業証明書 ☐ 実務経験を有することを証する書類(任意様式)
二 短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
三 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
四 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
五 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験を有することを証する書類(任意様式)

五 大学院等で土木・建築関係を 1 年以上専攻した後、1 年以上の実務経験を有する者	☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 実務経験を有することを証する書類（任意様式）
五 技術士(建設部門、農業部門、森林部門、水産部門)	☐ 資格証明書（技術士）
五 一級建築士	☐ 資格証明書（一級建築士）

2.4 許可の条件

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

(監督処分)

第二十条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。

一 (略)

二 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三・四 (略)

3～7 (略)

※ 特定盛土等規制区域についても、法第 39 条において同様に規定

<解説>

法では、許可を行うにあたって、工事の施行に伴う災害を防止するために必要な範囲で、個々の案件に応じた許可条件を付すことができます。

なお、許可を受けた者が許可条件に違反した場合は、法第 20 条及び第 39 条に基づき、許可が取消されることや、災害防止措置をとるよう命じられることがあります。

標準的な許可条件は次のとおりですが、個々の案件に応じて必要な条件を付します。

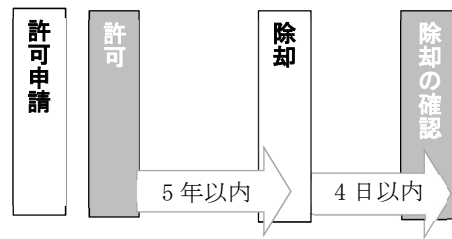
- 1 工事完了期限（ストックヤードは5年以内） ※
- 2 工事施工中の環境保全、災害防止、安全措置、緊急時の措置
- 3 着手時の手続（着手届や工程表の提出、標識の掲示等）
- 4 工事を廃止する場合の措置等
- 5 崖面崩壊防止施設を設置するに当たっての留意事項
- 6 その他（一定規模以上の工事について求めるくい・丁張の設置等）

※ 土石の堆積に関する工事完了期限について

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限ります。県では、土石の堆積に関する工事については「工事完了期限を5年以内とすること」を許可の条件とします。また、工事完了時には土石の堆積を除却してください。

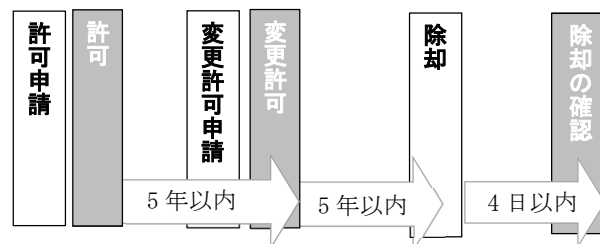
ただし、ストックヤード業など5年を超えて土石の堆積を継続することにやむを得ない事情があ

る場合は、変更許可を申請してください。



期間の考え方

許可の日から5年を超えて土石を堆積しようとする場合は、当該許可の日から5年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。



変更許可を行う場合

3 工事施行に係る手続き

3.1 工事施工にあたっての留意事項

許可を受けた工事主は、法律、政令、省令、細則及び許可条件に従うとともに、他法令も遵守して工事を行ってください。

また、許可条件とあわせて、次の事項に関する留意事項をお伝えすることがあります。

- (1) 工事施工中の手続きに関すること
- (2) 工程写真の撮影、報告について
- (3) 許可事項の変更について
- (4) その他

(1) 工事施工中の手続きについて

工事着手後、工事完了検査を受けるまでの工事中の手続きとして、中間検査、定期報告、実施状況報告がありますので、写真撮影等の工事記録、工事管理等を確実にできる体制を整えてください。

また、許可条件として、土砂の搬入記録（日報）の作成等を求められた場合には、許可期間中、1日ごとに土砂の搬入量と搬入元を記載した書類（作業日報）を作成してください。

(2) 工程写真の撮影、報告について

＜写真撮影方法＞

① 写真の規格等

- ・ 撮影に使用する撮影器具等は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できるものとしてください。
- ・ 写真はカラーで、大きさはL判程度としてください。
- ・ 写真帳の大きさは、A4 版としてください。
- ・ 写真帳の編集について、許可を受けた区域の写真及び出来形部分の状況写真は、施工順序に従い、系統立てて整理してください。また、説明を要する写真には、写真帳のコメント欄に記載してください。
- ・ その他の写真は種類ごとに整理してください。
- ・ 撮影箇所が複数の場合、完成写真は撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付し整理してください。

② 出来形写真の撮影方法

- ・ 出来形写真は、工事の適正な施工が証明されるよう撮影してください。
- ・ 撮影は被写体に平行又は直角に撮影し、同一箇所で施工の各段階を撮影する場合は、同一位置、同一方向、同一角度から撮影してください。全景写真の場合は同一地点から撮影してください。
- ・ 写真撮影にあたっては、工事看板等の文字は、判読できるよう被写体とともに写しこむものとし、判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付して整理してください。
- ・ 出来形等に係る主要寸法等の写し込みとして、撮影対象には必要に応じて基準線（下げ振り、水糸等で示す）を設定し、出来形や設計値との誤差等を確認するためのスタッフ、スチールテープ、リボンテープ等による主要寸法の計測状況を被写体とともに写し込んでください。

(3) 許可事項の変更について

許可に係る宅地造成等の工事の計画を変更する場合には、当該部分の工事に着手する前に、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要がありますので、工事の変更許可申請書とともに、その内容が変更される書類及び新旧を対照した書類等を添付して提出してください。

(4) その他

事故・災害等が発生した場合の責任者は許可を受けた工事主・工事施行者ですので、万一、第三者との係争や損害賠償が生じた場合においては、責任者として誠実に対応してください。

着手した工事を中断する場合は知事に報告し、知事の指示に従って必要な防災措置を講じてください。

3.2 工事の着手

3.2.1 工事現場における標識の提示

【法律】

(標識の掲示)

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】

(標識の様式及び記載事項)

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

<解説>

工事施行者は、工事着手前に、その工事が法に基づく許可等を受けたものであることを示す標識を、工事現場の外から見やすい場所に表示し、工事が完了するまで掲出してください。標識に記載した事項を変更した場合は、速やかにその標識を訂正してください。なお、みなし許可となる工事についても、標識の掲示の対象になります。

掲示する標識

工事の区分	様式
宅地造成・特定盛土等	別記様式第二十三（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識）
土石の堆積	別記様式第二十四（土石の堆積に関する工事の標識）

また、当該工事に係る設計図書や、緊急連絡先一覧等を当該工事現場に備えておいてください。

さらに、2,000 m³以上の盛土を伴う工事（造成後の土地利用が宅地になる工事を除く。）については、許可条件により、「くい」を設置すること等により許可を受けた土地の区域や土地の形質変更が生じる土地の区域を表示すること及び「丁張」を設置すること等により計画天端高や計画のり面勾配等を表示することを求めることがあります。

その際、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域を表示するくいは、くいの頭を赤色、盛土を行う区域を表示するくいは、くい頭を青色にそれぞれ着色してください。

丁張は、次の事項を表示するものとし、申請図書にもとづいて設置してください。

- ・計画の基準となる線及び横断線の位置及び方向
- ・土砂埋立行為の計画天端高
- ・小段がある場合は、小段の計画高
- ・盛土又は切土の計画のり面勾配

3.2.2 着手届の提出

【細則】

(着手届)

第18条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事着手届出書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

<解説>

工事主は、工事の着手（※）後速やかに工事の現場管理者を定め、次の書類を添付して工事着手届（第8号様式）を提出してください。（提出部数はⅡ－11頁参照）

ア 現場に掲示した標識の写真

イ 工事工程表（許可申請時に提出した場合を除く。）

また、開発許可によるみなし許可となる工事（平塚市、厚木市、秦野市、大和市、茅ヶ崎市が許可したものに限る。）については、工事の着手（※）後速やかに工事着手届及び工事工程表を知事に提出してください。

（※）土地の形質変更（根切り工事、くい打ち工事等）の場合は盛土又は切土の行為に着手することを指す。

3.3 工事中の報告・検査

3.3.1 中間検査

<宅地造成工事規制区域>

【法律】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

1 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さ二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

2 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

3 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

4 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

5 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【省令】

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式)

第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十七、政令第三十二条、省令第七十六条第七十七条で同様に規定

<解説>

許可を受けた工事主は、政令で定める特定工程（暗渠排水施設）が完了して4日以内に中間検査の申請をしてください。

中間検査の申請は中間検査申請書（別記様式第十三）に、検査の対象となる特定工事の内容を明示した平面図を添付し、提出してください。

中間検査合格証の交付を受けたあとでなければ、特定工程後の工程に係る工事は実施できません。是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進む必要があります。みなし許可となる工事についても、中間検査の対象になります。開発許可によるみなし許可となる工事（平塚市、厚木市、秦野市、大和市、茅ヶ崎市が許可したものに限る。）の中間検査は、開発許可証及び開発行為許可申請書の写しが必要です。

また、工事中も随時、検査を行うことがありますので、現場責任者が立ち会い、職員から質問があった時は、回答をお願いします。

特定工程に関する工事範囲について技術基準への適合を確認し、問題がなければ中間検査合格証を交付します。

なお、中間検査に先立ち、許可を受けた工事の計画の内容を変更しようとする場合は、変更許可の手続きが必要です。

（その他留意事項）

- ・ 特定工程に係る工事がある場合は、余裕をもって中間検査の手続きをしていただくようお願いいたします。
- ・ 中間検査の申請には、中間検査申請手数料が必要です。

対象規模等

（対象：宅地造成又は特定盛土等（宅地造成工事規制区域・特定盛土等規制区域共通））

中間検査を要する規模	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）
特定工程（※1）	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程
特定工程後の工程に係る工事（※2）	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

（※1） 中間検査の対象工程。

（※2） 中間検査合格証の交付を受けた後でなければすることのできない工事の工程。

対象工種

			排水施設	中間検査 ○：対象 ×：対象外
盛土内の排水施設等	地下水排除工（盛土内）	（1）暗渠排水工	○	○
		（2）基盤排水層	（透水層）	×
	盛土内排水層	（3）水平排水層	（透水層）	×
のり面の排水施設等	（1）地表水排除工	① のり肩排水溝	○	×（※）
		② 縦排水溝	○	×（※）
		③ 小段排水溝	○	×（※）

		④ のり尻排水溝	○	× (※)
	(2) 地下水排除工 (切土のり面)	① 暗渠排水工	○	○
		② 水平排水孔	○	○

(※) 完成検査時に確認できるため、中間検査の対象外。

検査方法

- ① 位置を排水施設の平面図と照合、排水管の種類を写真等で確認。
- ② 排水管の材料を確認。
- ③ 排水管の接合部の処理状況を確認。
- ④ スケール等により管渠の管径を確認。
- ⑤ スタッフ等により管渠の勾配を確認。

申請書類等

(対象：宅地造成又は特定盛土等 (宅地造成工事規制区域・特定盛土等規制区域共通))
(提出部数はⅡ－11 頁参照)

申請書類	・別記様式第十三 ・検査対象を明示した平面図 ・検査対象の写真
検査申請時期	特定工程に係る工事を終えた日から4日以内

3.3.2 定期報告

<宅地造成等工事規制区域>

【法律】

(定期報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

【政令】

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

【省令】

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地

二	工事の許可年月日及び許可番号
三	前回の報告年月日
2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。 - 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ - 二 報告の時点における盛土又は切土の面積 - 三 報告の時点における盛土又は切土の土量 - 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況
3	土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。 - 一 報告の時点における土石の堆積の高さ - 二 報告の時点における土石の堆積の面積 - 三 報告の時点における堆積されている土石の土量 - 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量
※ 特定盛土等規制区域については第三十八条、政令第三十三条、省令第七十八～第八十条で同様に規定	

<解説>

盛土等に係る工事に着手した日から3か月が経過するごとに「定期報告書」（第13号様式、第14号様式）を作成し、報告の時点より前7日以内に撮影した盛土又は切土、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真（全景写真）、報告対象を明示した平面図を添えて、報告してください。みなし許可となる工事についても、定期報告の対象になります。開発許可によるみなし許可となる工事（権限委譲を受けていない市が許可したものに限る。）の定期報告は、開発許可証及び開発行為許可申請書の写しが初回のみ必要です。

盛土等に係る工事を廃止又は完了した場合の報告は、前回の報告期間以降から廃止又は完了するまでの期間（着手日から当該盛土等に係る工事を廃止又は完了した場合は、着手から廃止又は完了するまでの期間）の状況について、報告することになります。

また、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、対策に応じる必要があります。

対象規模（宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域 共通）

宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

申請書類等（宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域 共通）（提出部数はⅡ-11頁参照）

宅地造成又は特定盛土等	申請書類	・第13号様式 ・報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真（全景写真） ・その他の書類 報告対象を明示した平面図
	報告事項	・工事が施行される土地の所在地 ・工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日 ・報告時点における以下のもの ・盛土又は切土の高さ ・盛土又は切土の面積 ・盛土又は切土の土量 ・擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等（※）をいう。）に関する工事の施行状況

	報告の期間	3 か月ごと
土石の堆積	申請書類	・ 第 14 号様式 ・ 報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真（全景写真） ・ その他の書類 報告対象を明示した平面図
	報告事項	・ 工事が施行される土地の所在地 ・ 工事の許可年月日及び許可番号 ・ 前回の報告年月日 ・ 報告時点における以下のもの ・ 土石の堆積の高さ ・ 土石の堆積の面積 ・ 堆積されている土石の土量 ・ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量
	報告の期間	3 か月ごと

※ 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留

3.3.3 実施状況報告

実施状況報告（宅地造成又は特定盛土等）

【細則】

（宅地造成又は特定盛土等に関する実施状況報告）

第25条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可又は法第16条第1項若しくは第35条第1項の変更の許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工事施行者は、次の表の左欄に掲げる工事の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告事項について、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施状況報告書（第15号様式）に、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他知事が必要と認める書類を添付して、当該許可に係る工事の完了後速やかに知事に提出しなければならない。

工事の種類	報告事項
1 擁壁工事	(1) 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 (2) 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ (3) 擁壁の水抜き穴及びその周辺
2 盛土又は切土工事	(1) 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 (2) 盛土又は切土をする場合における排水施設の状況 (3) 盛土をする場合における透水層の状況 (4) 切土をする場合における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置 (5) 盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置
3 許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事の区域外からの土砂の搬入	(1) 搬入元の氏名又は名称 (2) 搬入元の工事場所 (3) 搬入した土砂の数量 (4) 搬入した期間
4 知事が指定する工事等	知事が必要と認め、指定する工程

2 前項の工事施行者は、同項の表1の項、2の項及び4の項の右欄に掲げる報告事項のうち知事が指定した報告事項については、当該報告事項に係る工事が完了する日の2日前までにその工事が完了する旨を知事に報告しなければならない。

3 第1項の工事施行者は、同項の表3の項の右欄に掲げる報告事項について、知事が必要と認める場合は、速やかに当該報告事項を第15号様式により報告しなければならない。

（適用除外）

第27条 第18条、第22条及び第25条の規定は、法第15条第2項又は第16条第5項の規定により法第12条第1項の許可又は法第16条第1項の変更の許可があったものとみなされる宅地造成及び特定盛土等並びに法第34条第2項又は第35条第5項の規定により法第30条第1項の許可又は法第35条第1項の変更の許可があったものとみなされる特定盛土等に関する工事については、適用しない。

<解説>

（工事施行状況の報告）

法に基づく中間検査（法18条、第37条）に加えて、擁壁工事や盛土・切土の工事完了後に不

可視となる部分の工事、措置等について、適切に施工されていることを確認するため、施行位置及び施行状況を明らかにした写真等による報告書を提出してください。

なお、開発許可によるみなし許可となる工事については、報告の対象外です。

報告書様式では、工事の種類・報告事項ごとに当該工事について確認した状況（確認内容・確認方法・確認日・確認者）の記載欄を設けていますので、該当する工事について必要事項を記載してください。

申請書類等（宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域 共通）（提出部数はⅡ－11頁参照）

報告書類	・ 第 15 号様式 ・ 施行状況等を明らかにする写真等
報告事項	・ 工事主住所及び氏名 ・ 土地の所在地及び地番 ・ 工事の許可年月日及び許可番号 ・ 現場管理者の住所及び氏名（所属する法人の住所及び氏名（法人の場合）） ・ 工事の実施状況 ・ 擁壁工事 ・ 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 ・ 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ ・ 擁壁の水抜き穴及びその周辺 ・ 盛土又は切土工事 ・ 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 ・ 盛土又は切土をする場合における排水施設の状況 ・ 盛土をする場合における透水層の状況 ・ 切土をする場合における地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置 ・ 盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置 ・ その他知事が必要と認め、指定する工程 ・ 区域外から土砂の搬入を行う場合における土砂の搬入状況 ・ 土砂の搬入元ごとに ・ 搬入元の氏名又は名称 ・ 搬入元の工事場所（所在及び地番） ・ 搬入土砂の数量 ・ 搬入した期間

この報告書は工事完了後速やかに（工事完了検査申請書の提出時まで）提出する必要があります。

完了検査及び工事施行状況の報告書に添付された写真等により、許可を受けた工事が法第13条第1項（又は法第31条第1項）で定める技術的基準に適合していることが確認できない場合は、検査済証の交付ができないこともあり得ますので、確実に写真を撮影し記録しておくことが重要です。

また、表に定めている報告事項のうち「知事が指定した報告事項」として工事の許可証の交付時に指示があったものについては、報告書の作成とは別に、当該報告事項に係る工程が完了する日の2日前までにその工事等が完了する旨を報告してください。

この場合、工事の内容や規模、施行状況を踏まえて現場の確認を求めることがあります。この場合は、設計者及び現場管理者はこれに立ち会ってください。

（区域外からの土砂の搬入状況の報告）

許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事において、区域外から土砂を搬入して盛土等を行う場合においては、上記書類に加えて（別紙）「区域外から土砂の搬入を行う場合における土砂の状況」を工事完了時に提出してください。工事完了時以外でも知事が必要と認める場合は、搬入状況について報告を求める場合がありますので、ご注意ください。

また、許可条件として、土砂の搬入記録（日報）の作成等を求められた場合には、許可期間中、

1 日ごとに土砂の搬入量と搬入元を記載した書類（作業日報）を作成してください。

申請書類等（宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域 共通）（提出部数はⅡ－11頁参照）

報告書類	・ 第 15 号様式（別紙）
報告事項	土砂の搬入元ごとに ・ 搬入元の氏名又は名称 ・ 搬入元の工事場所（所在及び地番） ・ 搬入土砂の数量 ・ 搬入した期間

実施状況報告（土石の堆積）

【細則】

（土石の堆積に関する実施状況報告）

第26条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可又は法第16条第1項若しくは第35条第1項の変更の許可を受けた土石の堆積に関する工事の工事施行者は、次の表の左欄に掲げる工事の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告事項について、土石の堆積に関する工事の実施状況報告書（第16号様式）に、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他知事が必要と認める書類を添付して、次項から第4項までの規定により知事に提出しなければならない。

工事等の種類	報告事項
1 土石の堆積を行う土地における施設等に関する工事	(1) 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置
	(2) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置
	(3) 雨水その他の地表水を有効に排除する措置
	(4) 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置
	(5) 空地の設置状況
2 許可を受けた土石の堆積に関する工事の区域外からの土砂の搬入	(1) 搬入元の氏名又は名称
	(2) 搬入元の工事場所
	(3) 搬入した土砂の数量
	(4) 搬入した期間
3 知事が指定する工事	知事が必要と認め、指定する工程

- 前項の工事施行者は、同項の表1の項及び3の項の右欄に掲げる報告事項に係る工事については、土石の堆積を開始する2日前までに第16号様式により報告しなければならない。
- 第1項の工事施行者は、同項の表1の項の右欄(5)及び3の項の右欄に掲げる報告事項に係る工事については、土石の堆積の開始後であっても知事が必要と認めた場合には第16号様式により報告しなければならない。
- 第1項の工事施行者は、同項の表2の項の右欄に掲げる報告事項に係る工事については、土石の堆積の開始後速やかに第16号様式により報告することとし、当該報告した日後、3月ごとに同様に報告しなければならない。
- 第1項の工事施行者は、同項の表の右欄に掲げる事項に係る報告事項のうち、知事が指定した報告事項については、当該報告事項に係る工事が完了する日の2日前までにその工事が完了する旨を知事に報告しなければならない。

<解説>

（土石の堆積開始前の措置に関する報告）

土石の堆積に関する工事については、土石の堆積を開始する2日前までに、土石の堆積を行う土地における所要の施設等を整備して実施状況報告書（第16号様式）に、施行状況等を明らかにした写真等を添えて知事に報告してください。

報告書様式では土石の堆積を行う土地における所要の施設等（報告事項の1～5及び7）が措置されていることについて、確認した状況（確認内容・確認方法・確認日・確認者）を記入してください。

また、上記報告書の提出時に県の担当者から、現地確認を求められた場合は立ち合いに協力してください。

報告書等による確認によりから手直し等の指示があった場合はこれに従ってください。

申請書類等（宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域 共通）（提出部数はⅡ－11頁参照）

報告書類	・第 16 号様式 ・施行状況等を明らかにした写真
報告事項	・工事主の住所及び氏名 ・土地の所在地及び地番 ・工事の許可年月日及び許可番号 ・現場管理者の住所及び氏名（所属する法人の住所及び氏名（法人の場合）） ・土石の堆積を行う前に実施する工事の状況 ・勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ・土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置 ・空地の設置状況 ・その他知事が必要と認め、指定する工程
報告内容	・勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ・土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置 ・空地の設置状況 ・土木事務所長が必要と認め、指定する工程の状況

（土石の堆積開始後の報告）

土石の堆積の開始後は、3 カ月ごとに第 16 号様式により搬入元及び搬入量に関する事項を報告する必要があります（許可期間内）。この報告書は法第 19 条（第 38 条）に基づく定期報告と併せて報告するようにしてください。

申請書類等（宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域 共通）（提出部数はⅡ－11 頁参照）

報告書式	第 16 号様式
報告事項	搬入元ごとに ・搬入元の氏名又は名称 ・搬入元の工事場所（所在地・地番） ・搬入土砂の数量（期間内） ・搬入期間

また、許可条件として、土砂の搬入記録（日報）の作成等を求められた場合には、許可期間中、1 日ごとに土砂の搬入量と搬入元を記載した書類（作業日報）を作成してください。

3.4 工事の変更等

＜宅地造成等工事規制区域＞

【法律】

（変更の許可等）

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

【省令】

（変更の許可の申請）

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、法第三十五条、省令第六十六条、省令第六十七条で同様に規定

【細則】

（宅地造成等に関する工事計画の変更許可）

第19条 省令第37条第1項及び第67条第1項の申請書並びに省令第37条第2項及び第67条第2項の申請書には、それぞれこれらの規定に規定する書類のほか、当該宅地造成等に関する工事の変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第20条 法第16条第2項及び第35条第2項の規定による届出は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出書（第9号様式）により行うものとする。

3.4.1 変更の許可

工事の工事主は、許可に係る宅地造成等の工事の計画を変更する場合には、当該部分の工事に着手する前に、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じ、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表や関係市町村への通知が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適応を確認するため、中間検査、定期の報告、完了検査が必要です。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書（様式第7、様式第8）とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類及び新旧を対照した書類等を添付して提出してください。（提出部数はⅡ－11 頁参照）

また、変更の許可申請には、変更許可申請手数料が必要です。

3.4.2 軽微な変更の届出

次に掲げる軽微な変更については、工事主は、変更の許可を受ける必要はありませんが、遅滞なく、「宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出」（第9号様式）を提出しなければなりません。（提出部数はⅡ－11 頁参照）

ア 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

イ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

※ 設計者、工事施行者の変更は、変更許可の対象となります。

※ 工事主の変更は、改めて許可を受けなければなりません。

3.4.3 許可に基づく地位の承継

（1）一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、地位承継届に次の資料を添付して速やかに届け出てください。

添付書類

承継の原因	添付書類
相続	・ 承継者の戸籍謄本等
法人の合併・事業の譲渡	・ 合併、譲渡後の法人の登記事項証明書 ・ 吸収合併契約、事業譲渡に係る契約の写し等

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事廃止届出書を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

（2）特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければなりません。

3.5 工事完了の検査（宅地造成・特定盛土等）

＜宅地造成等工事規制区域＞

【法律】

（完了検査等）

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 （略）

5 （略）

【省令】

（完了検査の申請期間）

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（完了の検査の申請）

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（検査済証の様式）

第四十一条 法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

※特定盛土等規制区域についても、法第三十六条、省令第六十九条～第七十一条で同様に規定

【細則】

（完了検査の手続）

第23条 省令第40条及び第70条の完了検査申請書並びに省令第43条及び第73条の確認申請書には、工事完了図、公図、地番目録及び工事の完了の際に撮影した工事の状況を確認することができる写真を添付しなければならない。

3.5.1 完了検査の申請

宅地造成又は特定盛土に関する工事が完了した場合は、完了した日から4日以内に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書」（別記様式第九）に次の書類を添付して、県知事に提出し、検査を受けなければなりません。（提出部数はⅡ－11 頁参照）

ア 完了図

イ 公図

ウ 地番目録

エ 完了の際に撮影した工事の状況写真

また、これと併せて工事中の施工状況を記録した写真、各種試験記録、土砂の搬入記録等を取りまとめ「実施状況報告書」を提出してください。

申請後、検査員が検査を行いますので、現場管理者は立ち会い、検査員から質問があった時は、回答できるようにして下さい。また、検査時に指示を受けた場合は、その指示に従ってください。

なお、完了検査に先立ち、許可を受けた工事の計画の内容を変更しようとする場合は、変更許可の手続きが必要です。

3.5.2 検査済証の交付

工事完了検査の結果、法第 13 条（第 31 条）の技術的基準に適合していることが確かめられた場合は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証」（別記様式第十）を交付します。

3.6 工事完了の確認（土石の堆積に関する工事）

＜宅地造成工事規制区域＞

【法律】

（完了検査等）

第十七条 （略）

2 （略）

3 （略）

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

【省令】

（確認の申請期間）

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

（確認の申請）

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（確認済証の様式）

第四十四条 法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

※特定盛土等規制区域については、法第 36 条、省令第七十二条～第七十四条で同様に規定

3.6.1 土石の除却の確認申請

土石の堆積に関する許可を受けた工事において、許可を受けた区域内のすべての土石の除却が完了した場合は、完了した日から 4 日以内に「土石の堆積に関する工事の確認申請書」（別記様式第十一）に次の書類を添付して県知事に提出し、確認を受けなければなりません。（提出部数はⅡ－11 頁参照）

ア 完了図

イ 公図

ウ 地番目録

エ 完了の際に撮影した工事の現況写真

また、これと併せて「土石の堆積に関する工事等の実施状況報告書」（第 16 号様式）を作成し、土砂の搬入量と搬入元を報告してください。

申請後、知事から任命を受けた検査員が現地の確認を行いますので、現場管理者が立ち会い、検査員から質問があった時は、適宜回答できるようにしてください。

3.6.2 確認済証の交付

確認の結果、すべての土石の除却が確認された場合は、知事が「土石の堆積に関する工事の確認済証」（別記様式第十二）を交付します。

3.7 工事の廃止

【細則】

(工事の廃止)

第22条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可又は法第16条第1項若しくは第35条第1項の変更の許可を受けた工事主が当該許可を受けた工事を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事廃止届出書（第12号様式）に写真、図面その他の廃止時における当該工事の状況を確認することができる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

<解説>

許可工事の廃止は原則として工事着手前に限られます。工事着手後は、次のいずれかに該当する場合に限り廃止することができます。

[廃止を選択できる工事]

- ① 防災上の措置が終了しているもの
- ② 許可を取り直すために、手続上廃止する場合

許可工事を廃止しようとするときは、事前に許可権者にご相談の上、「宅地造成等に関する工事廃止届出」（第12号様式）に次の書類を添えて、提出してください。（提出部数はⅡ－11頁参照）

- ア 宅地造成等の廃止の際に撮影した宅地造成等の工事を行う区域の写真
- イ 宅地造成等の廃止の際における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真並びに当該出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した平面図及び断面図
- ウ その他知事が必要と認める図書

4 その他の手続

4.1 規制区域指定の際の工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十二条で同様に規定

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第八十四条で同様に規定

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、指定日から 21 日以内に届出書を提出してください。(提出部数はⅡ-11頁参照)

届出が受理された場合は、工事施行者の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係市町村長に通知されます。

なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報、届出情報の公表のために利用するとともに、盛土規制法の運用目的の範囲内で関係機関（関係市町村、関係法令の所管部局等）に情報提供することがあります。

補足：本届出制度は、工事の概況を把握するとともに、公表により一般の第三者が土地等の取引に際して不測の損害を被ることのないように保護すること、関係機関と工事の内容を常時、容易かつ正確に共有することを目的としています。

[土地の形質変更に関する工事の届出]

- ・届出書に以下の表に記載の図面を添付して提出してください。
- ・次の①から⑤に該当する規模の工事である場合は、以下の表に記載の図面に加え、盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。

- ① 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000m²を超えるもの

土地の形質変更に関する工事の届出書に添付する図面等

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	・縮尺 ・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
地形図	・縮尺 ・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・縮尺 ・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖の位置 ・擁壁の位置 ・崖面崩壊防止施設の位置 ・排水施設の位置 ・地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 写真を添付する場合は、写真を撮った地点及び方向を矢印で書き込んでください。
写真	盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況 ・盛土又は切土の高さ ・区域付近の状況 (人家等保全対象との距離、道路や河川との位置関係)		

[土石の堆積に関する工事の届出]

- ・届出書に以下の表に記載の図面を添付して提出してください。
- ・次の①又は②に該当する規模の工事である場合は、以下の表に記載の図面に加え、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。

- ① 高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500m²を超えるもの
- ② ①に該当しない土石の堆積で、その面積が3,000m²を超えるもの

土石の堆積に関する工事の届出書に添付する図面等

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	・縮尺 ・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	

地形図	・縮尺 ・方位 ・土地の境界線	1/2, 500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・縮尺 ・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等の位置 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・側溝等の位置 ・土砂の流出防止措置	1/500 以上	写真を添付する場合は、写真を撮った地点及び方向を矢印で書き込んでください。
写真	一時堆積を行っている土地及びその付近の状況 ・土石の堆積の高さ ・区域付近の状況 (人家等保全対象との距離、道路や河川との位置関係)		

4.2 擁壁等を除却する工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 1・2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

【政令】

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十五条で同様に規定

解説

次の工事を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに届出書を提出してください。一部除却であっても届出が必要です。（提出部数はⅡ-11頁参照）

[届出が必要な工事]

- ① 規制区域内の土地において行う、高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ② 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ③ 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい等の除却工事

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

4.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 1～3 略

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、届出書を提出してください。（提出部数はⅡ－11頁参照）

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

4.4 適合証明

【省令】

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

【細則】

(宅地造成及び特定盛土等工事に関する証明書の交付の申請)

第 28 条 省令第 88 条の規定により同条に規定する確認済証の交付又は認定を受けようとする者が、その計画が法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとするときは、宅地造成及び特定盛土等工事に関する証明書交付申請書（第 17 号様式）に、当該計画が法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証するため知事が必要と認める書類を添付して、知事に申請しなければならない。

<解説>

建築基準法による確認済証の交付を受けようとする者、又は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の認定を受けようとする者が、その計画が盛土規制法に適合することの証明書の交付を許可権者である知事に求めることができる規定です。

ただし、本適合証明は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に工事が政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、証明の対象外となります。

具体的な交付対象と必要な添付書類は次頁のとおりです。

また、盛土規制法の完了検査後、時間が経過している場合には、維持管理等の状況で盛土規制法に適合しているかの判断をしかねることから、証明書の発行はできません。

適合証明書交付対象と必要な添付書類

政令第5条関係		
	関係条項	添付書類
	一号（鉱山保安法関係） 二号（鉱業法関係） 二号（鉱業法関係） 三号（採石法関係） 四号（砂利採取法関係）	各号に定める工事に該当することを証する書類
省令第8条関係		
	関係条項	添付書類
	一号（土地改良法関係） 二号（火薬類取締法関係） 三号（家畜伝染病予防法関係） 四号（廃棄物処理法関係） 五号（土壤汚染防止法関係） 六号（放射性物質汚染対策特措法関係） 七号（森林作業道当を整備する工事）	各号に定める工事に該当することを証する書類
	九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2 m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの）	・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・求積図
	十号 イ及びロ（土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土地の表面の標高との差が1 mを超えないもの）	・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図
	十号 ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	・主となる本体工事の施工範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 ・現況写真 ・位置図 ・地形図